

平成22年度施策中目標 評価計画

施策中目標		22年度 (21年度の実績 を評価)
I-1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	実績
I-2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	-
I-2-2	医療従事者の資質の向上を図ること	-
I-3-1	医療情報化インフラの普及を推進すること	-
I-3-2	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること	実績
I-4-1	政策医療を向上・均てん化させること	実績
I-5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること	実績
I-5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること	-
I-5-3	適正な移植医療を推進すること	実績
I-5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること	-
I-6-1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	-
I-6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること	実績
I-6-3	医薬品の適正使用を推進すること	-
I-7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること	実績
I-8-1	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること	実績
I-9-1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	実績
I-10-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	実績
I-10-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること	-
I-11-1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	-
I-11-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	-
I-12-1	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	実績
II-1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	-
II-2-1	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること	-
II-3-1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること	-
II-4-1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	-
II-5-1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること	-
III-1-1	労働条件の確保・改善を図ること	-
III-2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	実績
III-3-1	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること	-
III-3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	実績
III-4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること	-
III-4-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること	実績
III-6-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	実績
III-7-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること	-
III-8-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること	実績

施 策 中 目 標		22年度 (21年度の実績 を評価)
IV-1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること	実績
IV-2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること	実績
IV-3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	実績
IV-4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	実績
V-1-1	多様な職業能力開発の機会を確保すること	-
V-2-1	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること	実績
V-2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと	実績
V-3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること	-
VI-1-1	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	実績
VI-2-1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること	-
VI-2-2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	-
VI-2-3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	-
VI-3-1	子育て家庭の生活の安定を図ること	-
VI-4-1	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること	-
VI-5-1	母子保健衛生対策の充実を図ること	-
VI-6-1	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること	実績
VII-1-1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	-
VII-2-1	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	実績
VII-3-1	災害に際し応急的な支援を実施すること	実績
VII-4-1	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	-
VII-5-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと	-
VII-5-2	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	-
VII-5-3	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること	-
VII-5-4	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること	実績
VIII-1-1	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	実績
IX-1-1	国民に信頼される公的年金制度の構築	-
IX-1-2	公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること	-
IX-1-3	企業年金等の健全な育成を図ること	実績
IX-1-4	企業年金等の適正な運営を図ること	実績
IX-3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること	-
IX-3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	-
X-1-1	国際機関の活動への参画・協力を推進すること	-
X-1-2	二国間等の国際協力を推進すること	実績
XI-1-1	国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること	実績
XI-2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	-
XII-1-1	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること	-

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること」について

平成22年8月

医政局指導課(新村和哉課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

施策中目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

- （施策小目標1）医療計画に基づく医療連携体制を構築すること
- （施策小目標2）救急医療体制を整備すること
- （施策小目標3）周産期医療体制を確保すること
- （施策小目標4）小児医療体制を整備すること
- （施策小目標5）災害医療体制を整備すること
- （施策小目標6）へき地保健医療対策を推進すること
- （施策小目標7）病院への立入検査の徹底
- （施策小目標8）医療法人等の経営の安定化を図ること
- （施策小目標9）病院における温暖化対策の推進

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	26,059 (19,633)	26,964 (18,053)	28,072 (20,716)	40,447 (29,243)	35,300

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	在宅で死亡する者の数 （前年以上/毎年）	132,702	131,854	136,437	144,771	集計中
達成率		104.1%	99.3%	103.5%	106.1%	
2	心肺停止の一ヶ月後の生存率（上段）・社会復帰率（下段） （前年以上/毎年）	7.2%	8.4%	10.2%	10.4%	集計中
		3.3%	4.1%	6.1%	6.2%	
達成率		—	116.7%	102.0%	102.0%	
		—	124.2%	148.8%	101.6%	
3	周産期死亡率（出産1,000対） （前年以下/毎年）	4.8	4.7	4.5	4.3	集計中
達成率		104%	102.1%	104.3%	104.5%	
4	幼児（1～4歳）死亡率（人口10万対） （前年以下/毎年）	25.4	24.6	22.8	22.3	集計中
達成率		—	103.1%	107.3%	102.2%	
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1については、「人口動態調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）によります。平成21年度の数値を現在集計中であり、平成22年9月に公表予定です。 指標2については、「心肺機能停止傷病者の救命率等の状況」（総務省消防庁）によります。平成21年度の数値を現在集計中であり、平成22年度中に公表予定です。 指標3については、「人口動態調査」によります。平成21年の数値は現在集計中であり、平成22年9月公表予定です。 指標4については、「人口動態調査」によります。平成21年度の数値を現在集計中であり、平成22年9月に公表予定です。 						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
5	病院の耐震化率 （78.1%/26年度）	36.4%	—	—	50.8%	56.2%
達成率		—	—	—	—	72.0%
6	無医地区等における医療活動（巡回診療、代診医派遣等）回数 （前年度以上/毎年度）	22,330	21,511	20,136	34,652	集計中

達成率		-	96.3%	93.6%	172.1%	
7	病院への立入検査における指摘に対する遵守率（総検査項目数に対する適合項目数の割合）（前年度以上/毎年度）	97.0	97.2	96.4	97.3	集計中
達成率		100.3%	100.2%	99.2%	100.9%	
【調査名・資料出所、備考等】 <ul style="list-style-type: none"> ・指標5については、「病院の耐震改修状況調査」（厚生労働省）によります。 ・指標6については、「へき地医療に関する現況調」（厚生労働省）によります。 ・指標7については、医政局指導課調べによります。平成21年度の数値については、平成22年12月に公表予定です。 						

（指標の分析：有効性の評価）

○すべての指標について、改善傾向又は前年度と同水準 → 本施策は一定程度有効と考えられる

※ 医師不足等の課題がある一方で、全都道府県において、

- ・医療計画に基づく医療連携体制の構築が進み、かつ、
- ・救命救急センター、総合周産期母子医療センターの機能強化が図られている。

指標上は、各種施策の効果が一定程度反映されているものとする。

○一方、

- ・指標5は、平成26年度までの達成水準への到達を目指し、施策を推進する必要がある。
 - ・指標1～4、6・7は、平成22年度においても、施策目標を達成する必要がある。
- 引き続き、施策の有効性・効率性を高めるための工夫の必要がある。

（効率性の評価）

医療計画制度に基づき、都道府県が四疾病五事業に係る医療連携体制の構築を進めることにより、地域の実情に応じて医療機能の役割分担・連携を推進することとしているが、国が各種国庫補助等により当該地域の実情に応じた都道府県の取組を支援することから、効率的に医療連携体制の構築が進み、施策目標の達成が図られるものと考えられる。

（今後の方向性）

○地域の医療連携体制の構築について

→有効性・効率性を高めるため、引き続き医療機関の役割分担を進めていく。

○救急医療・周産期医療・小児医療・災害医療・へき地保健医療体制について

→ 有効性・効率性を高めるため、地域医療計画の取組を強化し、支援を行う。

○病院への立入検査について

- ・ 病院の立入検査における指摘に対する遵守率は、97%台と高率（指標7）
→ 立入検査における指摘の有効性を高めるため、立入検査職員の資質向上を図る。

○医療法人等の経営の安定化について

- ・ 医療法人等の経営状態は、赤字の割合が49.2%と依然厳しいが、地域に効率的かつ安定的に医療を供給するため不可欠な存在
→ 医療法人等の経営課題に対応した有効性の高い施策を推進する。

○病院における温暖化対策の推進について

- ・ 病院の延床面積あたりCO₂排出量対前年度比率は目標を大幅に上回り達成
→ フォローアップ等調査において税制や補助金等による支援ニーズがあったこと等から引き続き支援を行う。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設を検討します。

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 増員（地域医療における医師確保及び医療連携の推進のための体制整備の強化のための増員1人）
関係）

(4) 指標の見直しについて

今後、有識者の意見等を踏まえ、指標の見直しを検討します。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「総合的な医療安全確保対策の推進を図ること」について

平成22年8月

医政局総務課医療安全推進室(渡辺 真俊室長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

施策中目標 2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標 1) 医療の質と安全性の向上を図ること

(施策小目標 2) 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底を図ること

(施策小目標 3) 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	186	152	172	286	213
(決算額)(百万円)	(162)	(148)	(171)	(171)	(-)
税制減収額見込み (実績)(百万円)	56,835	54,432	53,085	55,675	59,726

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数 (前年度以上/毎年度)	283	300	285	283	427
達成率		131.6%	106.0%	95.0%	99.3%	150.9%
2	医療安全対策加算届出医療機関の割合 (前年度以上/毎年度)	—	12.2	15.8	15.8	18.3
達成率		—	—	129.5%	100.0%	115.8%
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、(財)日本医療機能評価機構調べ ・指標1は、医療法施行規則により医療事故等の報告が義務づけられた医療機関以外に当該事業に任意で参加している医療機関の数であり、各年の12月31日現在の施設数である。 ・指標2は、保険局医療課調べ。なお、医療安全対策加算は、平成18年度診療報酬改定において、入院患者にとってより安全で効果的な入院医療の提供を一層促進させる観点から、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策の実施体制について、新たに診療報酬上の評価を行うとされたものである。そのため、平成17年度以前は記載できない。 ・指標2の医療安全対策加算届出医療機関の割合は、「医療安全対策加算届出医療機関数/全国の病院数」により算出した。 						

（指標の分析：有効性の評価）

○指標1については、平成21年3月24日付医政局総務課長通知「医療事故収集等事業への参加について（依頼）」を発出したこともあり、参加登録医療機関数が増加している。

→引き続き、当該事業への参加を呼びかける通知を定期的に発出するなどの取組を行ってまいりたい。

○指標2については、医療安全対策加算を取得する医療機関が増加している。

→各医療機関において医療安全に対する取組が進んできていると評価できる。

（効率性の評価）

○指標1について、医療事故の再発防止の取組には、より多くの事故事例の収集と分析が不可欠である。当該事業に参加する医療機関数を増加させるため、事業参加を呼びかける通知を定期的に発出するなどの取組が必要である。

○指標2について、医療安全対策加算届出医療機関数の推移から、当該施設基準の要件となっている医療安全管理者に対する研修（地方厚生局主催）の効果が表れてきているものと評価できる。

（今後の方向性）

○指標1について、医療事故の再発防止の取組には、より多くの事故事例の収集と分析が不可欠である。当該事業に参加する医療機関数を増加させるため、事業参加を呼びかける通知を定期的に発出するなどの取組が必要である。

○指標2について、医療安全対策加算届出医療機関数の推移から、当該施設基準の要件となっている医療安全管理者の配置が着実になされているものと評価できるが、引き続き各地方厚生（支）局が主催する医療安全ワークショップを通じて、各医療機関の医療安全対策加算取得の支援を行ってまいりたい。

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

医療安全に資する医療機器の購入による特別償却という税制改正要望を検討します。

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「政策医療を向上・均てん化させること」について

平成22年8月

医政局政策医療課[池永敏康課長]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

- 基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策大目標 4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
施策中目標 1 政策医療を向上・均てん化させること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標 1）政策医療を開発・確立すること

（独立行政法人国立高度専門医療研究センターで実施する政策医療の開発・確立に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

（施策小目標 2）政策医療の均てん化を図ること

（独立行政法人国立高度専門医療研究センターで実施する政策医療の開発・確立に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	25,673	25,546	28,472	34,356	

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	国立高度専門医療センターの職員の発表論文数（掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的科学雑誌に掲載された科学論文）（前年度以上／毎年度）	2,963	2,961	3,073	3,145	3,783
達成率		111.5%	99.9%	103.8%	102.3%	120.3%
2	国立高度専門医療センターのホームページへの年間アクセス数（前年度以上／毎年度）	7,037,146	18,337,788	26,196,683	36,830,123	49,589,087
達成率		117.7%	260.6%	142.9%	140.6%	134.6%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1及び2については、医政局政策医療課調べ。 ・指標1については、未確定のため今後変更の可能性あり。 						
参考統計						
*【】内は、目標達成率（実績値/達成水準）		H17	H18	H19	H20	H21
1	政策医療に係る研究機能（研究部の数）（単位：数）（前年度以上/毎年度）	97 【101.0%】	97 【100.0%】	97 【100.0%】	97 【100.0%】	99 【102.1%】
2	治験受入件数（単位：件数）（前年度以上/毎年度）	472 【110.3%】	464 【98.3%】	427 【92.0%】	533 【124.8%】	641 【120.3%】
3	研修会受入人数（対前年度増/毎年度）	4,922 【207.1%】	8,201 【166.6%】	12,215 【148.9%】	23,397 【191.5%】	17,391 【74.3%】
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・参考統計1については、研究所等に設置する研究を所掌とする部の数であり、医政局政策医療課調べ。 ・参考統計2、3については、医政局政策医療課調べ。 						

（指標の分析：有効性の評価）

高度先駆的な医療技術の開発・普及、専門的従事者の研修等を通じ政策医療の向上・均てん化を図るため、多数の論文の発表、ホームページを通じた情報発信、研修会等を通じた地域の医療従事者の質の向上による人材育成といった取り組みを行っているところです。発表論文を通じて、研究開発の成果を普及していくこと等により、高度先駆的な医療技術の普及が効率的かつ効果的に図られており、平成 21 年度の論文発表数は前年度より大幅に増加し 3500 件以上の論文を発表しています。ホームページへの年間アクセス数についても前年より大幅に増加するなど、施策目標をほぼ達成したものと評価できます。

（効率性の評価）

小目標 1：ナショナルセンターにおいては、高度な医療を開発・確立するため、研究開発の推進に取り組んでおり、研究成果を活かすための一環として、論文という形で発表していくことを通じて、研究成果の共有などを図っており、効率的に政策医療の開発に寄与していると評価できます。

発表論文数については、平成 21 年度は前年度より大幅に増加し 3500 件以上の論文を発表しています。また、研究部数が前年度より増加し、治験受入件数も前年度より大幅に増加し、平成 21 年度においては 600 件以上の治験を行っていることから、今後も、更なる増加が期待され、ひいては政策医療の確立が期待されるところです。

小目標 2：ナショナルセンターにおいては、開発確立された高度な医療を均てん化するため、地方の中核的な医療機関との連携を図るとともに、医療従事者等に対する研修や国民、医療従事者向け情報発信をホームページの活用により行うことで、効果的に政策医療の向上、均てん化に寄与していると評価できます。ホームページアクセス数については、平成 21 年度においては平成 20 年度と比べ大幅に増加しており、評価できます。

研修会受入人数は、平成 21 年度は前年度より減少したものの、2 万人近くの人数を研修会で受け入れています。今後も引き続き積極的な研修の実施を行うことによって、政策医療の均てん化等、着実な推進を図っていくこととしています。

（今後の方向性）

ナショナルセンターは、行政改革推進法（平成 18 年法律第 47 号）及び特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）により、独立行政法人に移行させるとともに、国立高度専門医療センター特別会計が平成 21 年度末をもって廃止されることとなりました。

このため、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、国の医療政策として、国民の健康に関する影響のある特定の疾患に関する高度かつ専門的な医療等の向上を図ることを目的とした研究開発型の独立行政法人である、国立高度専門医療研究センターへ平成 22 年 4 月より移行しています。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

(3) 機構・定員について

国立高度専門医療センターを平成 22 年 4 月から独立行政法人しました。

- ・より積極的な研究を実施するため、国立高度専門医療センターを非公務員型の独立行政法人とすることにより、約 5,600 人程度を国の行政組織の定員から減員しました。今後の運営については、各センターの中期計画に基づくものとします。

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「感染症の発生・まん延の防止を図ること」について

平成22年8月

健康局結核感染症課(亀井美登里課長)[主担当]

健康局疾病対策課肝炎対策室(伯野春彦室長)[肝炎関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要医療等を確保すること

施策中目標 1 感染症の発生・まん延の防止を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標 1) 感染症対策の充実を図ること

(施策小目標 2) 新型インフルエンザ対策を推進すること

(施策小目標 3) 肝炎対策を推進すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	-	-	66,316の一部 (33,173の一部)	93,049の一部 (57,681の一部)	31,455の一部

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	予防接種の接種率（・麻疹・風疹） （単位：％）（おおむね95％／毎年度）					
	麻疹 風疹	97.8%	87.0%	94.5%	86.9%	集計中 集計中
達成率						
麻疹		102.9%	91.6%	99.5%	91.5%	集計中
風疹		151.6%	94.0%	99.8%	91.5%	集計中
2	結核患者の罹患率の推移（単位：人）（人口10万人対比18人以下／平成22年度）	22.2	20.6	19.8	19.4	19.0
達成率		－％	－％	－％	－％	－％
【調査名・資料出所、備考等】						
<p>指標1は、健康局結核感染症課調べ。平成21年度の数值は平成23年6月頃公表予定。 ※麻疹、風疹については、平成18年度より従来の接種（1期（生後12月から生後24月に至るまでの間にある者））に加えて、2期（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間）を追加し、平成20年度より3期（13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者）及び4期（18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者）を追加。 指標2は、「結核登録者情報調査年報集計結果」による。</p>						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（単位：万人分）（国民の45％相当量／平成23年度末、かつ、前年度以上／平成20年度）	750	1,410	2,535	3,217	5,595
達成率		25.4%	47.8%	50.4%	71.8%	111.9%
【調査名・資料出所、備考等】						

指標3は健康局結核感染症課調べ。

(指標の分析：有効性の評価)

- 予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として高い接種率を維持することにより、国民全体の免疫水準を維持することが可能となり、感染症の発生及び蔓延の防止に有効です。
- 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しておくことで、新型インフルエンザ発生時に患者等への迅速な投与が可能となり、有効です。
- 結核医療費の公費負担制度は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の確保だけでなく、感染拡大の防止にも有効です。また、結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで、結核患者の治療を確実に行うことができるとともに、多剤耐性結核菌の発生を防ぐこともできるので、有効です。

(効率性の評価)

- 予防接種率を向上させることにより、感染症の罹患者を減少させることができるため、国民の健康を確保する手段として効率的です。
- 新型インフルエンザの患者等に対し迅速に抗インフルエンザ薬の投与を行うことは、患者の重症化を防止する上で効率的とされています。
- 結核医療費の公費負担制度により、結核の確実な治療や感染拡大の防止を図ることが可能であり、効率的な手段です。また、結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで、結核患者の早期治療につながり、効率的な手段です。

(今後の方向性)

- 予防接種は、感染症を予防する手段として極めて重要であり、一定の感染症について、引き続き予防接種を受けられる機会の確保を図る必要があります。また、これまでの予防接種法に基づく一類定期接種に係る予防接種率は、高水準で維持されており、接種は適正に実施されていると評価できます。今後は、感染症のまん延のさらなる防止のため、引き続き積極的に接種を推進し、感染者の発生を抑制していく必要があります。
- 国備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬については、平成21年度末で目標量に到達したところですが、今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生では、十代の若年層の罹患者が多かったことや、今後のタミフル耐性ウイルスの発生に備えるため、リレンザの追加備蓄や新規の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄についての検討が必要です。
- 平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなり、入院の勧告手続きについて、人権を尊重しつつ、よりの確に入院手続きを実施すること

が可能となったほか、同法に基づく結核医療費の公費負担、積極的疫学調査、直接服薬確認療法事業等を実施することが可能となっており、これらの施策を引き続き実施していきます。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

○予防接種法等の改正に伴う所要の税制改正（要望税目未定／平成 23 年度税制改正要望）

現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種法の在り方等について議論を行っているところです。これを受けて平成 23 年度に予防接種法等が改正された場合、それに伴って所要の税制改正を行う可能性があります。

○新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長（法人税・所得税／平成 23 年度税制改正要望）

新型インフルエンザの感染の拡大を防ぐには初動体制の充実が必要であり、初期段階の医療をになう感染症指定医療機関及び協力医療機関の設備の充実を図る必要があります。このため、感染症指定医療機関等に簡易陰圧装置を設置させるため、税制上の優遇措置を行います。（平成 21・22 年度に措置された内容の 2 年間の延長要望）

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「適正な移植医療を推進すること」について

平成22年8月

健康局疾病対策課臓器移植対策室(辺見 聡室長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要
な医療等を確保すること

施策中目標 1 適正な移植医療を推進すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標 1) 臓器移植対策等を推進すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	1,683	1,729	1,740	1,675	1,979
(決算額)(百万円)	(1,669)	(1,704)	(1,716)	(1,669)	

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	臓器提供意思登録システム登録者数（前年度以上／毎年度）	－	4,968	14,095	21,426	23,987
達成率		－%	－%	283.7%	152.0%	112.0%
2	骨髄移植ドナー登録者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	242,858	276,847	306,397	335,052	357,378
達成率		118.6%	114.0%	110.7%	109.4%	106.7%
3	非血縁者間骨髄移植実施数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	908	963	1,027	1,118	1,232
達成率		106.7%	106.1%	106.6%	108.9%	110.2%
【調査名・資料出所、備考等】 <ul style="list-style-type: none"> 指標1は(社)日本臓器移植ネットワークの調べによる。なお、臓器提供意思登録システムは平成19年3月5日に共用を開始したため、平成17年度までの当該数値は存在しない。 指標2及び指標3は、(財)骨髄移植推進財団の調べによる。 指標1及び指標2の数値は各年度末時点である。 指標3は当該年度の数値である。 						

(指標の分析：有効性の評価)

すべての指標について、前年度より増加していることから、本施策は有効と考えられます。

(効率性の評価)

①臓器移植対策について

臓器提供に関する意思表示を従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード（シール）」を入手して記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから行うことができるようにしたことにより、手軽に登録が可能でかつ普及が進んでいるパソコン等を使用するため、意思登録者数が年々伸びており、本施策は効率的に実施されていると評価できます。

②骨髄移植対策について

骨髄移植件数は年々増加している一方、骨髄移植のコーディネート期間（患者が骨髄バンクに登録してから移植を受けるまでの期間）は短縮傾向にあり、平成21年度は移植件数が約1割増となった一方でコーディネート期間は前年度と同じであったことから、本事業は効率的に実施されていると評価できます。

(今後の方向性)

①臓器移植対策について

平成21年の臓器移植法改正により、国は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずると規定されたことから、一人でも多くの方に移植医療に関する知識を深めていただき、臓器提供に関する意思表示をしていただけるよう臓器提供意思表示カードと臓器移植に関する知識や記入方法等の説明書が一体となったリーフレットを作成するとともに、運転免許証や医療保険の被保険者証の裏面に意思表示記入欄を設けるなど、効果的な普及啓発及び意思表示に関する環境整備を図ることとしています。

また、改正法施行後の臓器移植が円滑かつ適正に実施されるよう臓器移植コーディネーター等あっせん事業従事者の増員や臓器提供意思登録システムの改修等のあっせん体制の整備・強化を図ることとしています。

②骨髄移植対策について

骨髄バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は95.1%（平成21年実績。国内患者に限る。）に達しましたが、骨髄移植を希望し骨髄バンクに登録した年間患者数に対し、移植を受けられる率は、60.6%（同上）にとどまっています。一人でも多くの患者が移植を受けられるよう、引き続きドナー登録者の拡大を図るとともに、コーディネート期間の短縮やドナー登録者の提供意思の維持（リテンション）対策等、総合的な対策に取り組んでいく必要があります。

また、骨髄移植と同様の治療効果が得られる造血幹細胞移植の方法として、末梢血から造血幹細胞を採取する末梢血幹細胞移植があります。採取に先立ち投与される薬剤の長期的安全性を確認するため、これまでは血縁者間（骨髄バンクを介さない）のみで実施されてきたところです。今後は、ドナーの選択肢を増やすためにも、平成21年度末まで実施した薬剤の長期的安全性に係る研究結果を踏まえ、非血縁者間における末梢血幹細胞移植を骨髄バンク事業の一環として、段階的に導入する方向で検討します。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額/現状維持/減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

臓器移植対策については、改正法の施行状況も踏まえつつ、検討を行う必要があると考えています。

(4) 指標の見直しについて

医療技術の向上等により、骨髄移植と同様に、白血病等の治療に有効な方法であるさい帯血移植が増加しているほか、今後は末梢血幹細胞移植の導入も検討されることから、患者は病状や治療方針に適した移植方法を選択することが可能となってきています。このため、非血縁者間骨髄移植の実施数については、必ずしも普及啓発等の施策が反映されるとはいえない面があることから、平成22年度以降はこれに代わる指標を検討することとしました。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること」について

平成22年8月

医薬食品局安全対策課（俵木課長）〔主担当〕

医薬食品局監視指導・麻薬対策課（國枝課長）〔施策小目標1関連〕

医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室（横幕室長）〔施策小目標3関連〕

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること

施策中目標2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

- （施策小目標1）医薬品等の品質確保の徹底を図ること
- （施策小目標2）医薬品等の安全対策を推進すること
- （施策小目標3）医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理を行うこと（副作用被害救済給付業務等に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	297	291	308	316	303
（決算額）（百万円）	(171)	(168)	(160)	(159)	

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	医薬品副作用情報収集件数 (件) (前年度以上/毎年度)	43,373	45,551	52,612	45,675	45,211
達成率		105.5%	115.5%	115.5%	86.8%	99.0%
2	医薬品副作用被害救済制度により支給決定等された件数のうち、標準処理期間内(8ヶ月)に処理が終わった割合(%) (前年度以上/毎年度)	12.7	65.3	74.2	74.3	74.0
達成率		87.6%	514.2%	113.6%	100.1%	99.6%
3	生物由来製品感染等被害救済制度により支給決定等された件数のうち、標準処理期間内(8ヶ月)に処理が終わった割合(%) (前年度以上/毎年度)	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0
達成率		50.0%	200.0%	100.0%	100.0%	100.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、医薬食品局安全対策課調べ。 指標2及び3は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構調べ（請求の取下げも含む。）。 						
【参考】独立行政法人医薬品医療機器総合機構業務報告 http://www.pmda.go.jp/guide/outline/report.html						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	製造所、薬局等への立入検査件数(件)	229,292	223,342	205,816	200,054	集計中
2	薬事監視員の人数(人)	3,590	3,659	3,711	3,842	3,909
3	自主回収の件数(件)	809	675	649	670	658
4	安全対策上の措置数(件)	294	165	170	161	293

5	医薬品副作用被害救済給付請求件数（件）	760	788	908	926	1,052
6	生物由来製品感染等被害救済給付請求件数（件）	5	6	9	13	6
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考統計1は、「衛生行政報告例」（大臣官房統計情報部調べ）より。平成21年度の数值は現在集計中であり、平成22年11月に確定値等を公表の予定。 参考統計2及び3は、医薬食品局監視指導・麻薬対策課調べ。 参考統計4は、医薬食品局安全対策課調べ。 参考統計5及び6は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構調べ。 <p>【参考】独立行政法人医薬品医療機器総合機構業務報告 http://www.pmda.go.jp/guide/outline/report.html</p>						

（指標の分析：有効性の評価）

- すべての指標について、改善傾向又は前年度と同水準 → 本施策は有効と考えられます。
- 指標1については、毎年度約4万5千件～5万件程度と、副作用報告制度に対する広報活動によって、本制度への理解が進み、製薬企業及び医療機関等から副作用等の報告が進んでいることが、指標に現れているのではないかと考えられます。
- 監視指導業務について、製造所、薬局等の数は全国に約60万件ある中、毎年20万件以上立入検査を行っており（参考統計1）、一定程度の成果が上がっていると考えられます。
- 企業側の自主的な取り組みを促すことにより、平成21年度においては、658件の自主回収（※）が行われるなど、保健衛生上の危害を発生させるおそれのある医薬品等が市場に流通することを防いでいます（参考統計3）。
 ※保健衛生上の危害を発生させるおそれのある医薬品等については、行政による回収命令（薬事法第70条）の他、薬事法第77条の4の規定等により、その製造販売業者に対し、自主回収等の適切な措置を講じることを義務付けています。
- 指標2については、平成21年度の救済給付請求件数が増加（参考統計5）していることから、積極的な広報活動の実施等により、制度の利用が進んでいることが伺われますが、一方で、標準的事務処理期間内に支給決定等が行われた率は、前年度同様の水準であることから、事務処理面では一定の成果が上がっていると考えられます。

（効率性の評価）

- 医薬品等安全性情報提供事業は、毎年度、限られた予算の中で、医薬品等の安全対策の最も基礎となる医薬品副作用情報収集件数（指標1）が毎年度約4万5千件～5万件程度の水準を維持していることから、効率的な事業運営ができていると考えられます。また、安全対策上の措置数（参考指標4）についても同様に前年度と同水準を維持しています。

- 監視指導業務について、各自治体において監視指導業務を担う4,000人弱の薬事監視員により（参考統計2）、毎年20万件以上立入検査を行うなど（参考統計1）、限られた人数で効率的に監視指導を実施していると考えられます。
- 加えて、監視指導業務について、自主回収を行った業者に対し重点的に立入検査を行うなど、効率的かつ効果的な監視指導を行っています。
- 企業が行った自主回収の情報についても、厚生労働省ホームページに掲載を行うなど、製造販売業者・販売業者・利用者等に迅速に情報共有を行い、健康被害の発生・拡大防止を図っています。
- 医薬品副作用被害等救済事業は、横ばいの予算の中、平成21年度の救済給付請求件数が増加（参考統計5）しているにも関わらず、標準的事務処理期間内に支給決定等が行われた率は、前年度同様の水準である（指標2）ことから、事務処理面では効率的な運営がされていると考えられます。

（今後の方向性）

- 監視指導業務について、不良医薬品等の製造・流通を防止するため、引き続き、効率的かつ効果的に立入検査を行い、医薬品等の品質確保の徹底を図る必要があります。
 - 監視指導業務に重要なのは検査・指導の質ですが、人員や時間の関係から検査が表面的となりがちであるとの意見もあり、検査充実のためにも、薬事監視員の資質向上や人数の確保等につき国の配慮が必要です（薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会「最終提言」）。
 - このため、薬事監視員の資質向上のための研修等の充実や人数確保に努めていくこととしています。
- 特に、不良医薬品等の出現を未然に防止するためには、製造段階において、医薬品の製造管理、品質管理を強化することが重要です。
 - 国としては、
 - ・ガイドライン等の整備や
 - ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構と地方自治体の合同査察の促進を図るなど、3者が連携し、地方自治体の医薬品等の製造管理及び品質管理の検査の質の向上を図るべく、取り組みを進めます（薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会「最終提言」）。
- 自主回収についても、同様の事例が繰り返されないよう、引き続き、都道府県等と情報の共有を行い、今後の監視指導業務への活用を進めていきます。
- 医薬品等安全性情報提供事業について、医薬品等の安全対策を推進するため、引き続き、効率的かつ効果的な副作用情報の収集に努め、迅速かつ的確に分析評価を行い、医薬品・医療機器等安全性情報をはじめとする情報提供を行う必要があります。
 - 現在、分析評価の基となる副作用報告制度のあり方や安全性情報の提供方法などについて見直すべきという意見があり、平成22年度に検討会を開催し、さらなる情報提供体制の充実・

強化を図る予定です（薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会「最終提言」等）

○医薬品副作用等被害救済事業では、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等によって健康被害を受けられた方々に対して適正かつ迅速な救済が行われる必要があります。

→医薬品副作用等被害救済事業の運営主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構では、平成 22 年度計画において、標準的事務処理期間内に支給決定等の 70%以上を処理することを維持しつつ、さらなる迅速な処理を図ることによって、6 ヶ月以内に処理する件数を対前年度の 10%増加させることとしています。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし。

(3) 機構・定員について

特になし。

(4) 指標の見直しについて

特になし。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を
推進し、安全性の向上を図ること」について

平成22年8月

医薬食品局血液対策課(三宅 智課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること

施策中目標 1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標 1）健康な献血者の確保を図り、献血により安全な血液製剤が需要に応じて適切に供給されるようにするとともに、血液製剤の国内自給及び適正使用の推進を図ること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (百万円)	313	274	269	266	226

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	安定供給に必要な血液量の確保率（90%以上／毎年度）	99.0%	94.0%	97.8%	100.2%	103.0%
達成率		110.0%	104.4%	108.7%	111.3%	114.4%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社調べによる（別添参照）。なお、「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血推進計画によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から、実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90%を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。（「5.」においても同じ） 						

(指標の分析：有効性の評価)

○指標について、毎年度、目標値の90%を超えており、安定供給に必要な献血量を確保することができています。

→ 本施策は有効と考えられます

(効率性の評価)

○安定供給に必要な血液量の確保については、日本赤十字社が複数回献血者を確保するために複数回献血クラブを設立し、クラブ会員を対象とした献血依頼や健康管理に関する情報の配信を行うなどの事業を実施しています。

→ 平成21年度におけるクラブ会員における献血者数が、平成20年度の13万人から19万人と、前年度より6万人増加し、また、複数回献血者数も9万人から13万人と、4万人増加したことは、安定供給に必要な血液量の効率的な確保に繋がったと評価できます。

(今後の方向性)

○安定供給に必要な血液量の確保について

・ 少子高齢化が進む中、献血者の確保における若年層対策が必要です。

→ 400ml献血の下限年齢を現行の18歳から17歳に引き下げるなどの採血基準の見直し（平成23年4月1日施行）が行われることにより、輸血患者へのウイルス感染等のリスクが少なく、医療機関からの需要も高い400ml血液製剤について、献血協力をお願いする機会が増えることが予想されます。

→ 引き続き、この献血体験を機に複数回献血者になってもらうため、本事業を継続していく必要があります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

なし。

(3) 機構・定員について

なし。

(4) 指標の見直しについて

なし。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること」について

平成22年8月

医薬食品局血液対策課(三宅 智課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること

施策中目標1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）国家買い上げ及び備蓄を実施すること

（施策小目標2）ワクチンの需給安定化を図ること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 （百万円）	44	44	47	57	59

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	希少疾病ワクチン・抗毒素の都道府県からの申請に基づく需要量に占める供給量の割合(単位：%) (100%以上／毎年度)	100	100	100	100	100
達成率		100%	100%	100%	100%	100%
2	インフルエンザワクチンの需要量に占める供給可能量の割合(単位：%) (100%以上／毎年度)	126.2	134.1	113.0	110.0	-
達成率		126.2%	134.1%	113.0%	110.0%	-
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>指標1は、都道府県から提出された供給申請書に基づく実績(医薬食品局血液対策課調べ)</p> <p>指標2は、ワクチン製造業者からの報告に基づく実績(医薬食品局血液対策課調べ)</p> <p>※ 指標2のH21年度の実績について、ワクチン製造業者は新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンを製造する必要があったことから、通常のインフルエンザワクチンの供給は前年度実績の約8割程度(約2,220万本)となる見込であり、当初から供給量が決まっていたため、需要予測は実施しなかった。</p> <p>なお、H21年度における実際の供給量は約2,310万本であり、製造見込量を上回った。</p>						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	希少疾病ワクチン・抗毒素の購入計画に占める実際の購入量の割合(%)	100	100	100	100	100
2	インフルエンザワクチン需要検討会開催(年1回/毎年度)	1	1	1	1	-
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>参考統計1は、事前に在庫数量、供給量を考慮した購入計画に基づく実際の購入実績(医薬食品局血液対策課調べ)</p> <p>参考統計2は、毎年度のインフルエンザワクチンの需要予測、インフルエンザワクチンの安定供給に関すること等を検討することを目的としたインフルエンザワクチン需要検討会の開催実績(医薬食品局血液対策課調べ)</p> <p>なお、平成21年度は、ワクチン製造業者が新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンを製造する必要があり、通常のインフルエンザワクチンの供給は前年度実績の約8割程度(約2,220万本)となる見込であり、当初から供給量が決まっていたため、本検討会は開催しなかった。</p>						

(指標の分析：有効性の評価)

- すべての指標において、目標値を達成→ 本施策は有効と考えられます
 - ※指標1の都道府県から申請に基づく需要量に占める供給量の割合が100%を下回ることは、都道府県の必要量が供給されなかったことを意味し、国家の危機管理や国民の保健衛生上、あってはならないことです。
- ただし、指標2、参考統計2における平成21年度については、新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生に伴い、国内ワクチン製造業者は新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの製造体制が整った段階で、通常のインフルエンザワクチン生産を中止し、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの製造を開始する必要がある、極めて特殊な状況にありました。
 - このような状況下においても、可能な限りインフルエンザワクチンの需給安定化を図ることが必要です。

(効率性の評価)

- 国家の危機管理や国民の保健衛生上の観点から希少疾病ワクチン・抗毒素の国家買い上げ及び備蓄を行い、都道府県からの申請に基づく需要量を供給するための事業を実施しています。
 - これまで、備蓄量を考慮に入れつつ、毎年度、計画的に買い上げを行い、都道府県の必要量を100%供給しており、効率的な供給体制が構築されていると評価できます。
 - なお、ボツリヌス、ガスエソ等の希少な感染症は発生・流行の予測ができないことから、需給調整が困難であり、製造にあたっては、高度な製造技術と設備を必要とし、製品ができるまでに長期間を要し、極めて市場性に乏しいため、効率的な需給バランスを実現することが重要です。
 - 仮に、国が買い上げを行わなかった場合、製造が中止される可能性があり、国家の危機管理や国民の保健衛生に重大な支障をきたすこととなります。
 - このため、国が買い上げを行うこと自体が、効率的な需給バランスを維持していいいます。
- インフルエンザワクチンの需給安定化を図ることについては、これまで、需要予測を参考に各メーカーは供給量を決定しています。これにより、需要予測を行い、需要に見合うワクチン量が供給されてきました。
 - 平成21年度に新型インフルエンザ(A/H1N1)発生したように、今後、新たな新型インフルエンザが発生した場合においても、効率的に円滑な流通を確保し、需給安定化を図る必要があります。

(今後の方向性)

- 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家買い上げ及び備蓄を行うことは、国家の危機管理や国民の保健衛生上の観点から事業を実施しているものであり、都道府県から申請に基づく需要量を供給することが重要です。現状においては、当該需要量について100%供給しています。
 - 従って、今後も引き続き、当該事業を国家の危機管理や国民の保健衛生上の観点から現行の供給体制の基、実施する必要があります。

- インフルエンザワクチンの需給安定化を図ることについては、今後、新たな新型インフルエンザが発生した場合においても、新型インフルエンザに対応しつつ、通常のインフルエンザワクチンの需給安定化を図れる供給体制を構築することが必要です。

→ 今後も引き続き、

- ・ 引き続き、インフルエンザワクチンの需要予測の実施
- ・ 需要予測の精度がさらに向上されるよう検討
- ・ 需要に見合う量のワクチンを確保するよう関係者に要請
- ・ 国として流通状況の情報を的確に把握し、都道府県及び関係団体への情報提供体制を整備

といった取組みを進める必要があります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 増員（ワクチンの安定供給関係。新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の整備等を行うため。）

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること」について

平成22年8月

医政局経済課(福本課長)

医政局研究開発振興課(椎葉課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標Ⅸ 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業の振興を図ること

施策中目標Ⅰ 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

- （施策小目標1）画期的な医薬品、医療機器等に係る研究開発の促進、治験環境の整備等を図ること
- （施策小目標2）医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握すること
- （施策小目標3）後発医薬品の使用を促進すること
- （施策小目標4）取引慣行の改善による公正な競争を実現するとともに流通の効率化等を促進すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	9,647	10,401	12,132	322	327
（決算額）（百万円）	9,620	10,194	12,024	239	
税制減収額見込み （実績）（百万円）	—	—	—	254,000（※）	

※試験研究税制についての利用実態調査を基にした試算より

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	新医薬品・医療機器の承認取得 件数	21	25	36	32	26
	医薬品	17	23	24	16	37
（前年度以上／毎年度）						
達成率		131.3%	119.0%	144.0%	88.9%	81.3%
医薬品		850.0%	135.3%	104.3%	66.7%	231.3%
医療機器						
2	医薬品産業実態調査の回答率 （前年度以上／毎年度）	72.6%	88.9%	81.4%	78.3%	調査予定
達成率		97.0%	122.5%	91.6%	96.2%	-
3	医療機器産業実態調査の回答率 （前年度以上／毎年度）	68.2%	79.2%	77.1%	73.6%	調査予定
達成率		103.2%	100.4%	116.1%	95.5%	-
4	後発医薬品の市場規模 ・数量全体に占める割合（率）	17.1%	16.9%	18.7%	-	20.2%
	・金額全体に占める割合（率）	5.2%	5.7%	6.6%		7.6%
（前年度以上／毎年度）						
達成率		101.8%	98.8%	110.7%	-	-
		98.1%	111.8%	115.8%		
5	医療用医薬品に係る取引価格 の妥結率					
	7月	-	43.4%	75.1%	41.5%	80.5%
	10月	-	54.2%	79.6%	70.9%	82.9%
	1月	-	61.1%	-	81.6%	84.2%
（前年度以上／毎年度）						
達成率						
7月		-	-	173.0%	-	194%
10月		-	-	146.9%	-	116.9%
1月		-	-	-	-	103.2%
3月		-	-	-	-	-
6	バーコード貼付率	-	-	-	70.7%	91.2%
	医薬品	70.8%	70.2%	79.8%	81.1%	80.8%
（前年度以上／毎年度）						
達成率		-	-	-	100%	129.0%
医薬品		140.5%	99.2%	113.6%	101.6%	99.6%
医療機器						
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標1は、医薬食品局審査管理課調べによる（医薬品については、承認を取得した医療用医						

薬品の新有効成分数を記載)

- ・指標2は、平成17,18年度は日本ジェネリック製薬協会調べ(参考値)、平成19、21年度は医政局経済課調べ(2年に1回実施される薬価本調査)による。
- ・指標3は、医政局経済課調べ(毎年1回実施する医薬品産業実態調査)による。
- ・指標4は、医政局経済課調べ(毎年1回実施する医療機器産業実態調査)による。
- ・指標5は、医政局経済課調べによる。なお、指標の集計は平成18年度からである。

注1) 妥結率とは、販売総額(品目別販売本数×薬価)に対する価格が妥結したものの販売額(品目別販売本数×薬価)の割合

注2) 2年に一度薬価改定を行っており、平成18、20年度は薬価改定の年度である。このため平成19年度と平成20年度は薬価が異なるため比較対象とはならない。

- ・指標6は、医政局経済課調べによる。

参考統計

		H17	H18	H19	H20	H21
1	不公正な競争事案数	3件	12件	7件	9件	25件

【調査名・資料出所、備考等】

- ①医療用医薬品製造販売業公正取引協議会及び医療機器業公正取引協議会(両協議会とも、景品表示法に基づき消費者庁の認定を受けた公正競争規約を運用する業界団体)調べによる。なお、標記事案数は当該協議会調査委員会で処理された件数であり、平成21年度からは、支部相談グループ事案(これまで報告事案でなかった極めて軽微な事案)についても調査委員会で処理されることとなったため件数が増加した。
- ②不公正な競争とは、公正競争規約に抵触する事案であり、例えば顧客を誘引する手段として取引に付随して相手方に金品の提供や供給、労務の提供を行うことである。

(指標の分析：有効性の評価)

- 指標1について、医薬品については対前年度比で減少しているが、承認取得件数全体としては増加傾向にあることから、医薬品・医療機器の開発促進事業については一定程度の有効性が認められます。
医薬品等の開発には10年超の期間を有することから、長期的な視野に立ち、開発促進等の取組を継続していくことが必要です。
- 指標2及び3について、例年、医薬品製造販売業及び卸売業並びに医療機器製造販売業及び卸売業の企業より約80%の回答を得ていることから、医薬品製造販売業及び卸売業、医療機器製造販売業及び卸売業の経営実態等を把握するための調査を実施できていると評価することができます。
- 指標4について、市場シェアが着実に拡大していることから、後発医薬品の使用促進に係る取組の有効性が認められます。
- 指標5について、前回薬価改定時との比較となる平成18年度と20年度、平成19年度と平成21年度との比較において取引価格の妥結率が増加しており、医薬品及び医療機器の公的保険制度下における不適切な取引慣行が一定程度改善されていることから、取引慣行の改善に関する取組の有効性が認められます。
※ 薬価改定1年目は、薬価水準が変わりますので、新たな薬価で価格交渉を行います。薬価改定2年目は薬価水準に変化がないので、比較的順調に価格交渉が行われるとの特徴があります。
- 指標6について、バーコード表示率が着実に増加しており、流通の効率化、高度化とともにトレーサビリティの確保や医療事故防止等を図るためのバーコード表示の普及が進んでいることから、バーコード表示促進に関する取組の有効性が認められます。
- 上記のとおり全般的に施策の有効性が認められます。

(効率性の評価)

- 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略（平成21年2月12日一部改定 内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく研究開発の促進等については関係省庁・関係部局が効率的に施策を実施するため、その策定・実施に当たり、連携・調整を行っています。
- 臨床研究・治験環境の整備については、初級者を対象としたもの、上級者を対象としたものなど、目的ごとに受講対象を区分した上で効率的に、CRC（臨床研究コーディネーター）等を養成する研修を実施しています。
- 高度医療評価制度について、事務処理の迅速化のため、外部委託契約を締結し、効率化を図っています。

- 後発医薬品について、その使用の促進のためには、**患者や医療関係者の理解を得ることが重要**であるため、医師、薬剤師、業界関係者、保険者、市民団体等からなる都道府県協議会での検討を踏まえて事業の計画・実施を行っています。
- 医薬品、医療機器等流通近代化事業について、医薬品及び医療機器の公正な競争を確保するための施策を効率的に進めるために、業界の自主団体である**公正取引協議会と連携した取組を実施**しています。
- コード表示情報化促進事業について、バーコード表示の普及促進を効率的に進めるために、業界団体の代表や有識者等が参加している**医療機器の流通改善に関する懇談会（厚生労働省医政局長主催）**において、関係者の理解を得つつ、普及に向けた検討を実施しています。
- 上記のとおり、施策は全般的に効率的に実施されていると認められます。

（今後の方向性）

- 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に基づき、関係業界団体や関係研究機関、関係省庁と連携しつつ、**医薬品・医療機器の研究から販売に至る過程を支援**していきます。
- 臨床研究・治験環境の整備について、人材の確保にあたっては、国際共同治験の増加に伴う業務量の増大、臨床研究への支援の拡大等を踏まえ、各機関における治験・臨床研究の実施状況の分析に基づく適正な CRC 等の人材の配置のために、**医療機関内において安定して雇用される体制の整備について引き続き支援**していきます。
- 高度医療評価制度について、担当者の役割分担を明瞭にし、進捗状況の把握を徹底することで、**新規医療技術の申請があった場合の書類の修正作業等の効率化**を図り処理の迅速化を図るよう努めます。
- 後発医薬品について、政府目標の達成に向けて引き続きその**使用促進に向けた取組**を行います。
- 医薬品、医療機器等流通近代化事業について、取引慣行の是正については一定程度成果が上がっていますが、十分ではありません。**引き続き改善に向けた取組が必要**であり、今後も定期的に妥結率を把握するための調査を実施し、調査結果に基づき必要な指導等を行うとともに、医療用医薬品・医療機器の流通改善に関する懇談会に報告することにより取組状況をフォローしていきます。
- コード表示情報化促進事業について、コード表示については、**普及に向け更なる取組が必要**です。**医療機器の流通改善に関する懇談会（厚生労働省医政局長主催）**において平成 22 年度にはコードの利用促進に向けた検討を行っており、検討結果も踏まえながら、コード化に向けた取組を進めていきます。

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

- 試験研究税制の総額に係る税額控除制度が平成 21 年度経済対策により拡充されたところですが、企業における研究開発活動を促進していくためには、今後とも措置の継続が必要であると考えられ、平成 23 年度税制改正要望を行っていくこととしています。
- 具体的には、試験研究費の一定割合を税額控除する制度について、控除限度額が 30%とされている特例措置（平成 22 年度までの時限措置）を今後も継続するとともに、税額控除限度超過額の繰越控除期間を 3 年間に拡充するという税制改正要望を予定しています。

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 増員（後発医薬品使用促進のための体制整備に伴う増）

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」について

平成22年8月

保険局総務課(武田俊彦課長)[主担当]

保険局総務課保険システム高度化推進室(佐原康之室長)[レセプトの電子化率関連]

保険課(吉田学課長)[健康保険組合関連]・高齢者医療課(吉岡てつを課長)[後期高齢者広域連合関連]

国民健康保険課(伊藤善典課長)[市町村国保・国保組合関連]・医療課(鈴木康裕課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

施策中目標1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) 保険者の再編・統合や保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること

(施策小目標2) 保険者の適用・徴収・給付事務を適切かつ効率的なものとする

(施策小目標3) 審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること

(予算)

	H18(決算額)	H19(決算額)	H20(決算額)	H21(予算現額)	H22(当初予算額)
一般会計(百万円)	7,166,000	7,567,322	7,919,387	8,289,254	8,200,948
年金特別会計健康勘定(百万円)	8,330,702	8,737,076	7,926,217	8,290,628	8,630,747

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)		毎年度において前年度以下とする(改善すること(後期高齢者医療制度にあっては、H22年度をH20年度以下とすること))				
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	各医療保険制度別における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合(全国健康保険協会については経常収支・単位は億円)					
	健康保険組合(経常収支)	30.1%	32.6%	44.8%	68.8%	集計中
	達成率	105.6%	91.7%	62.6%	46.4%	-
	市町村国保	63.7%	52.3%	71.1%	45.4%	集計中
	達成率	92.2%	117.9%	64.1%	136.1%	-
	国保組合	55.4%	43.6%	52.7%	18.2%	集計中
	達成率	112.5%	121.3%	79.1%	161.5%	-
	後期高齢者広域連合	-	-	-	0%	集計中
	達成率	-	-	-	-	-
	全国健康保険協会	1,419	1,177	▲ 1,390	▲ 2,290	集計中
達成率	59.0%	78.7%	-124.4%	35.3%		
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合については経常収支による。 健康保険組合については、健康保険組合連合会調べによるが、平成20年度の数値は決算見込値であり、平成22年9月頃確定値を公表予定です。また、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年9月頃公表予定です。 <p>【参考】健康保険組合連合会ホームページ http://www.kenporen.com/press/pdf/20090410174226-0.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村国保・国保組合については、国民健康保険事業年報による。平成21年度の数値については、平成23年2月頃に速報値、平成23年5月頃に確定値を公表予定です。 <p>【参考】厚生労働省ホームページ http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001036904</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療広域連合については、後期高齢者医療事業年報による。平成21年度の数値については、平成23年2月頃に速報値、平成23年5月頃に確定値を公表予定である。 <p>【参考】厚生労働省ホームページ</p>						

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/database/seido/kouki_houkoku/h20.html

- ・ 全国健康保険協会については、
 - ① 平成19年度以前は、旧政管健保の数値であり
 - ② 平成20年度は、年度前半の旧政管時代を合わせた年度全体の収支であり
 - ③ 平成21年度の数値は、現在集計中です。

(指標の分析：有効性の評価)

- ・ 健康保険組合の平成20年度決算見込みの経常収支状況を見ると、経常収支は3,060億円の赤字であり、前年度の黒字から大幅な赤字に転じ、健康保険組合の財政は、厳しい傾向にあります。なお、一人当たりの平均標準月報酬は平成19年度の約37万円から約36万9千8百円へのほぼ横ばいとどまっているが、平成21、22年度の健保組合全体の予算を見れば、健康保険組合の財政状況は医療費の増加等によりさらに厳しくなると見込まれており、引き続き注視していく必要があります。
- ・ 市町村国保の平成20年度の財政収支は、市町村の一般会計からの赤字補てん分を除いた実質的な収支でみた場合、約2,400億円の赤字となっています。これは、後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度が導入される前の平成19年度よりも約1,200億円改善しているものの、依然として厳しい状況が続いていると認識しています。この背景には、加入者の平均年齢が高く、所得が低い者が多いなど、市町村国保が抱える構造的な問題があると考えています。

一方、国保組合の平成20年度の財政収支は、制度改革の影響により、約200億円の黒字となっています。
- ・ 後期高齢者医療制度の平成20年度の財政収支は、すべての後期高齢者医療広域連合において黒字となっています。その主な理由としては、後期高齢者医療制度の保険料率は2年間の財政運営期間を通じて財政の均衡を保つことができる率となっているため、初年度においては、剰余が発生する仕組みとなっていること等が挙げられます。
- ・ 主に中小企業の従業員とその御家族が加入する全国健康保険協会の財政については、平成20年秋以降の景気の急激な悪化の影響を受け、大変厳しい状況にあります。その原因として、平成21年度の報酬が落ち込んだことにより、保険料収入が大幅に減少したことや、そもそも医療費が自然増により伸び続けている中、平成21年秋からの新型インフルエンザの流行の影響などにより更に医療費が増加したことが挙げられます。

平成21年度の収支は、21年暮の時点で、単年度で約6,000億円の赤字となる見通しであり、これまで積み立ててきた準備金をすべて取り崩したとしても、同年度末の累積赤字は約20億円となる見込みでした。

(効率性の評価)

- 健康保険組合の保険料の徴収率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付の督促等が効率的に実施されていると評価できます。一方、全国健康保険協会については、保険料の徴収率は、旧政管健保時代を含め、経済状況の落込み等により平成18年以降低下傾向にあり、保険料収納のための更なる取組が必要です。
- 市町村国保の保険料収納率は平成17年度から平成19年度までは上昇傾向にあったが、平成20年度に収納率が低下しています。これは、主に、平成20年度に後期高齢者医療制度が導入され、収納率の高い75歳以上の高齢者が市町村国保から後期高齢者医療制度へ移行したためですが、これに加え、景気悪化の影響などもあると考えられます。一方、国保組合の保険料収納率は、高水準を維持していると評価できます。
- また、医療事務全体の効率化を図るため、平成18年度からレセプトオンライン化を進めており、平成21年度において、レセプトの電子化率が、75.6% (医科病院97.4%、医科診療所71.6%、調剤薬局99.9%、歯科診療所3.0%) と着実に導入が進んでいます。

(今後の方向性)

- 高齢化の進展や医療技術の進歩に伴う医療費の増加、平成20年度後半からの厳しい経済状況のもとでの所得の落ち込みにより、国民健康保険、全国健康保険協会、後期高齢者医療制度それぞれの平成22年度以降の保険料について大幅な上昇が見込まれていました。
このような現状を受け、
 - 平成22年度から24年度までの協会けんぽに対する国庫補助率の引上げ
 - 市町村国保に対する財政安定化措置の4年間の延長及び広域化の推進
 - 高齢者の保険料軽減のための措置等を内容とする「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が22年5月に成立し（5月19日施行、一部の規定については7月1日施行）、それぞれの制度における保険料の上昇を抑制するための財政支援措置等が講じられています。
- 保険者の都道府県単位での再編・統合は、医療保険財政の安定や地域の実情に応じた保健事業の実施など保険者機能の発揮に資するものであり、引き続き推進していく必要があります。なお、この場合において、きめ細やかな保険料の納付相談や保険料徴収の努力といった、これまで保険者が身近にあったこと等によるメリットを極力損なわないような工夫（市町村が積極的に取り組むことができる仕組み等）が必要です。
また、医療費の適正化に向けた取組として、平成20年度からの5ヵ年計画である医療費適正化計画に基づき、生活習慣病予防などを推進していくこととしているが、高齢化の進展等により今後も医療費の増加が見込まれる中で、医療保険制度を持続可能なものとするためには、こうした取組により、医療費の効率化できる部分は効率化していくことが必要であると考えています。
この医療費適正化計画については、平成22年度に進捗状況の評価を行い、その結果を踏まえ必

要な見直しを実施することとしています。

- 後期高齢者医療制度については、廃止することとしており、現在、廃止後の新たな制度のあり方について、厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を進めているところです。改革会議においては、「後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする」、「市町村国保の広域化につながる見直しを行う」等の6原則をお示ししており、引き続き、この原則に基づき、具体的な制度設計の議論を着実に進め、平成22年末を目途に最終的なとりまとめを行った上で、次期通常国会に法案を提出し、平成25年度を目途に新たな制度を施行することとしています。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

医療費の自然増に応じて、各医療保険制度等に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る必要があることから、平成23年度予算概算要求において9兆8903億円を要求しています。

(2) 税制改正要望について

下記の3項目を要望しています。

- ・ 後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置（国民健康保険税等）
後期高齢者医療制度の廃止及び新たな制度を創設することに伴い必要な税制上の所要の措置を講じる。
- ・ 国民健康保険税の課税限度額の見直し（国民健康保険税）
国民健康保険税の課税限度額の見直しを行う。
- ・ 扶養控除見直しに伴う国民健康保険税の所要の措置（国民健康保険税）
扶養控除の見直しに伴い、国民健康保険税の影響を受ける世帯に対して負担が増加しないよう所要の措置を講じる。

(3) 機構・定員について

特にありません。

(4) 指標の見直しについて

今回の評価を踏まえ、指標を今後見直す予定は、特にありません。

なお、評価をよりわかりやすくするために、今回から、以下の指標の追加等を行っています。

- I 市町村国保・国保組合の数値を合わせていたものについて、市町村国保と国保組合別個の値を記載。
- II 全国健康保険協会の数値についても記載。
- III レセプトの電子化率について、医科診療所、医科病院、歯科、調剤薬局の内訳を記載。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「健康危機管理に関すること」について

平成22年8月

大臣官房厚生科学課健康危機管理室(鹿沼 均室長)[主担当]

健康局総務課地域保健室(大橋正芳室長)[政策小目標2関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 1 2 健康危機管理を推進すること

施策中目標 1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標 1) 健康危機管理体制を整備すること

(施策小目標 2) 地域における健康危機管理体制の確保を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	90	76	58	58	48
(決算額)(百万円)	(79)	(65)	(55)		

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率（前年度以上／各年度）	—	87%	66%	34%	37%
達成率		—	—	75%	52%	109%
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標1は国立保健医療科学院の調べによる。						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
2	健康危機管理調整会議の定期開催件数（月2回／毎年度）	24	24	24	23	24
達成率		100%	100%	100%	96%	100%
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標2は大臣官房厚生科学課の調べによる。						

(指標の分析：有効性の評価)

○健康危機管理体制の整備について

- ・指標2については、前年度より改善され（96%→100%）、目標値を達成しています。
- 定期的に会議を開催し、健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図ることにより、健康危機管理体制が着実に整備されてきていると評価できます。
- 本施策は有効と考えられます。

○地域における健康危機管理体制の確保について

- ・指標1については、前年度よりも上昇しており、目標を達成していますが、低水準となりました。
- 研修カリキュラムは、初期には管理的職員対象の総論が中心でしたが、年度を経る毎に、より高度かつ実践的な健康危機管理実務に係る各論を加えることで研修の質的向上を図っており、平成21年度における受講者の満足度（64%→94%）は上昇しています。
- 平成19年度頃より特に、新型インフルエンザ対策の充実強化を地域の健康危機管理拠点での保健所等で求められるようになったため、業務が増加したことから、複数の職員を同時に研修に派遣できなくなったと考えられます。
- 受講者出席率の低調さは主に、①研修カリキュラム変更・充実の周知不足、②新型インフルエンザ対策等の健康危機管理業務増の影響と考えられます。
- ①具体的な研修カリキュラムの周知徹底、②健康危機管理担当職員が受講し易い研修方法の検討等により、引き続き施策の有効性を高めるための工夫が必要と考えます。

(効率性の評価)

○健康危機管理体制の整備について

- ・定期的に会議を開催することにより、最新の健康危険情報等の共有及び迅速な調整が図られています。
- 従来どおりの定期開催が効率的と考えられます。

○健康危機管理保健所長等研修の実施について

- ・これまでは組織管理者個人に対する育成を中心とする観点で事業を実施
- 地域における健康危機管理を担う拠点組織の管理者として、一定程度の人材育成が進んだと考えます。
- 従来どおり研修を進めていくことは、地域における健康危機管理人材の育成という観点で、必ずしも効率的とは言えないため、一層の見直しが必要と考えます。

(今後の方向性)

○健康危機管理体制の整備について

- ・健康危機管理調整会議の定期的な開催が達成され、健康危機管理体制が着実に整備されてきています。
- 引き続き、定期的な開催を実施していくことが必要と考えます。

○地域の健康危機管理を担う保健所長等に対する人材育成について

- ・健康危機管理に関する所内研修の平均実施像は「1施設あたり年間2-3回、1回2-3時間」と推察され、決して十分とは言えない現状です。（H20年度保健所・地方衛生研究所対象実態調査）
- 研修の有効性を高めるために、今後は研修修了者を中心に地域で健康危機管理人材の育成を推進していくために必要な研修内容を検討するなどの方向で見直しを図ります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、**現状維持**

(2) 税制改正要望について

特になし。

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・減員（〇〇関係）
- ・**増員**（健康危機管理関係。近年増加し、また多様化、国際化、広域化してきている健康危険情報の収集・分析能力、及びこれらの健康危険情報への迅速かつ適切な対応を確保するため。）
- ・組織・機構の統廃合

(4) 指標の見直しについて

特になし。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること」について

平成22年8月

労働基準局安全衛生部計画課(高崎課長)[主担当]

労働基準局安全衛生部安全課（田中課長） [施策小目標1、4関連]

労働基準局安全衛生部労働衛生課（鈴木課長） [施策小目標2、3関連]

労働基準局安全衛生部化学物質対策課（半田課長） [施策小目標3、4関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

施策中目標1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）労働者の安全確保対策の充実を図ること

（施策小目標2）労働者の健康確保対策の充実を図ること

（施策小目標3）職業性疾病の予防対策の充実を図ること

（施策小目標4）労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策

(予算)

(一般会計)

	H18	H19	H20	H21 ※評価対象年度	H22
予算額	908	915	904	878	676
(決算額) (百万円)	(※)	(※)	(※)	(※)	(※)

(労働保険特別会計労災勘定)

	H18	H19	H20	H21 ※評価対象年度	H22
予算額	23,219	20,585	19,914	21,252	17,927
(決算額) (百万円)	(※)	(※)	(※)	(※)	(※)

※上記予算額には、独立行政法人労働安全衛生総合研究所の運営費交付金及び施設整備費が含まれています。

※当該施策に係る決算額は算出しておりません。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	労働災害による死亡者数（人） （前年と比して減少させること/毎年）（平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年）	1,514	1,472	1,357	1,268	1,075
達成率		—	—	—	93.4%	84.7%
2	休業4日以上之死傷者数（人） （前年と比して減少させること/毎年）（平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年）	120,354	121,378	121,356	119,291	105,718
達成率		—	—	—	98.2%	88.6%
3	定期健康診断における有所見率（%）（増加傾向に歯止めをかけ減少に転じさせること/平成24年）	48.4	49.1	49.9	51.3	52.3
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1～3は、労働基準局安全衛生部調べ 指標1及び2の達成率は、（実績値/目標値）×100（%）で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となります。 指標3は、達成水準が数値ではないため、達成率は算出できません。 						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	定期監督等の実施件数（件）	122,734	118,872	126,499	115,993	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 参考統計1は、労働基準局監督課の調べ 						
※定期監督（毎月一定の計画に基づいて実施する監督）						

（指標の分析：有効性の評価）

○指標１，２は、目標を上回っています。

→最近は景気の悪化に伴い工事が減少しているため、労働災害が増加しにくい状況にはありますが、安全衛生対策の効果があったと評価できます。

○指標３は、目標を達成していません。

→引き続き、施策の有効性を高めるための工夫が必要です。

（効率性の評価）

労働災害防止対策については、業種、事業場規模別、事故の型別等についての労働災害の発生状況を分析し、重点とすべき行政施策を５年ごとに決定するとともに、それを踏まえて事業場で実施される安全衛生対策等について定めているところであり、行政資源を効率的に振り分けて施策を実施していると評価できます。

また、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組については、取組事項を明確化し、都道府県労働局に対し、改善を図るための計画を作成するとともに、取組結果や好事例を把握した場合には報告を行うように指示している。このため、都道府県ごとに現場の状況に応じた取組がなされる体制となっているとともに、各地の実施状況や好事例を本省が把握し、必要な改善を適宜全国展開できる体制となっており、効率的な取組を図っていると評価できます。

（今後の方向性）

○労働災害防止対策

業種、事業規模別、事故の型別等についての労働災害の発生状況を分析し、重点とすべき行政施策、それを踏まえて事業場で実施される安全衛生対策を引き続き実施するとともに、労働災害が長期的に減少している要因として考えられる、事業者が自主的に行うリスクアセスメント※１や労働安全衛生マネジメントシステム※２といった、先取り型の安全衛生対策が事業場において展開されるよう都道府県労働局に指示を行っていく必要があると考えています。

※１ リスクアセスメント

事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積もり、優先度の設定、リスク低減策の決定、記録の一連の手順をいいます。

※２ 労働安全衛生マネジメントシステム

事業場における労働安全衛生水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて次の a～d に掲げる活動を自主的に行うものをいいます。

- a 安全衛生に関する方針の表明
- b 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- c 安全衛生に関する目標の設定
- d 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

○定期健康診断における有所見率の改善

事業者が健康診断結果に基づく健康管理のための事後措置の適切な実施、保健指導及び健康教育等の実施に取り組んでいますが、脳・心臓疾患関係の主な検査項目である血中脂質、血圧等による有所見率が増加しています。（労働基準局安全衛生部調べ）

→有所見の改善のためには、事業者が健康診断結果に基づく健康管理のための事後措置の適切な実施、保健指導及び健康教育等の実施に取り組むことが必要であることから、事業者に対し、①有所見とされた労働者に対する医師の意見聴取、②作業転換や労働時間短縮等の事後措置等の実施等を指導又は周知啓発するなどの取組を強化しているところです（「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組について（平成２２年３月２５日 基発０３２５第１号）」）。

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）※見直し中であり予算が確定していないため
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 増員（メンタルヘルス関係等）

新成長戦略において、目標が定められ、更なる取組が必要な対策、専門家による検討会の報告により、新たな取組が必要とされた対策等について、次年度の実施事項及び体制について検討し、現状の体制では、実施が難しい対応部署について定員要求を実施した。

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること」について

平成22年8月

労働基準局労災補償部労災管理課(木暮康二課長) [担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

施策中目標 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	197,089	190,315	187,007	※2 186,038	173,013
(決算額)(百万円)	(※1)	(※1)	(178,195)	(※3)	

* 上記予算額には、独立行政法人労働者健康福祉機構の運営費交付金及び施設整備費が含まれています。

※1：平成18年度、平成19年度については、当該施策毎の決算額を算出しておりません。

※2：平成21年度については、補正後予算額です。

※3：平成21年度決算額は、平成22年7月末までに確定する予定です。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	社会復帰促進等事業において 成果目標を達成した事業の割合 （目標達成事業／全事業） ※社会復帰促進等事業のうち、 成果目標を達成できなかった 事業等改善の余地のある事業 を参考統計に加え、当該事業に ついては掘り下げて分析を行 う。 （社会復帰促進等事業の個別 事業の評価等については、以下 のホームページからご覧いた だくことができます。）	75.3%	77.8%	74.5%	55.8%	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 労働基準局労災補償部調べ http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/hukki.html 						

(指標の分析：有効性の評価)

○本指標について、平成20年度においては、評価対象事業52事業のうち、目標を達成した事業は29事業でした。平成17年度以降、目標の達成率は前年度と同水準が続いていましたが、平成20年度においては目標管理を厳格にしたことから、減少したものと考えられます。

この結果を踏まえ、引き続き、施策の有効性を高めるための工夫が必要であると考えます。

（効率性の評価）

○各事業の合目的性と効率性を確保し、社会復帰促進等事業の趣旨・目的に沿った運用を図るため、各事業の廃止も含めて適切な見直しを行っています。

- ・平成20年度：評価対象事業52事業のうち、4事業を廃止
- ・平成19年度：評価対象事業55事業のうち、6事業を廃止
- ・平成18年度：評価対象事業63事業のうち、15事業を廃止
- ・平成17年度：評価対象事業77事業のうち、8事業を廃止

（今後の方向性）

○今後とも引き続き、いわゆるPDCAサイクルによる目標管理を厳格に行うことで、効率的な事業の実施に努めます。

7. 評価結果の政策への反映の方向性

（1）予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

（2）税制改正要望について

なし。

（3）機構・定員について

なし。

（4）指標の見直しについて

なし。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること」について

平成22年8月

労働基準局勤労者生活課(三浦課長)[主担当]

労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室(能登室長)〔労働金庫関連〕

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること

施策中目標2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること（別添参照）

（施策小目標2）勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること（別添参照）

（施策小目標3）労働金庫の健全性のための施策を推進すること（別添参照）

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	-	13,181	12,348	11,752	9,771
(決算額)(百万円)	(-)	(-)	(11,848)	(10,587)	
税制減収額見込み (実績)(百万円)	-	-	-	-	-

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数 (400,600人以上／平成21年度)	438,120	416,246	415,249	411,561	404,586
達成率		124%	117%	117%	103%	101%
2	勤労者財産形成促進制度の利用件数 (前年度以上／毎年度)	11,376,891 件	10,957,645 件	10,528,158 件	10,180,064 件	9,873,198 件
達成率		96.6%	96.3%	96.1%	96.7%	97.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。 主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数です。 指標2は、労働基準局勤労者生活部企画課調べによる。 						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
3	全労働金庫に対する検査実施率 (50%以上／毎年度)	50	57	43	50	50
達成率		100.0%	114.0%	86.0%	100.0%	100.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標3は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。 						

(指標の分析：有効性の評価)

- 指標1は、目標を上回っている。
→中小企業における退職金制度の確立に資していると評価できます。
- 指標2は、目標値を達成していない。
→勤労者財産形成促進制度については、金融商品の多様化等の影響により契約件数が縮小傾向にあります。これからの高齢化社会において社会保障を補完する役割も有しているなど、生涯

生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられることから、引き続き施策の有効性を高めるための工夫が必要です。

※持家率 勤労者世帯 58.9% 自営業者世帯 79.0%

資料出所 総務省「平成 20 年住宅・土地統計調査」

- ・指標 3 は、目標達成率が平成 19 年度以外は 100% に達している。

→労働金庫に対する検査は確実に実施していると評価できます。

また、検査時の指摘事項に係る改善状況等のフォローアップを行うことにより、労働金庫の健全性の確保に資していると評価できます。

（効率性の評価）

- ・中小企業退職金共済制度については、事業運営に係る経費の削減を図りつつも、着実に新規加入被共済者数の目標を達成していることから、社会保険労務士会等の協力を得つつ効果的な加入促進運動を実施し、効率的な普及促進等を実施していると評価できます。
- ・勤労者財産形成促進制度については、事業運営に係る経費の削減を図りつつ、外部事業者による広報活動を実施し、また、都道府県ごとに説明会を開催し、説明会参加者が財形制度を理解した割合が 80% を超えるよう実施するなど、効率的な普及促進等を実施していると評価できます。しかし、金融商品の多様化等の影響により契約件数が縮小傾向にあることから、利用実績等を踏まえ、勤労者財産形成促進制度の見直しについて検討を行い、今後は利用実績が低調である財形教育融資業務（※）を廃止し、制度の重点化、更なる効率化を図ることとします。
- ・労働金庫に対する検査については、全ての労働金庫に対して概ね 2 年に 1 回実施しており、金融実態に応じた的確な検査を実施するという観点から評価できます。

（※）財形教育融資貸付決定件数（平成 21 年度） 32 件

（今後の方向性）

- ・中小企業退職金共済制度については、豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であるため今後とも適切に実施していきませんが、今後はシステム最適化等によるコストの削減も図ることとしています。
- ・勤労者財産形成促進制度については、豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であることから、今後も適切に実施していきませんが、今後は利用実績が低調である財形教育融資業務を廃止し、制度の重点化更なる効率化を図ることとします。
- ・労働金庫に対する検査については、引き続き適切に実施していきます。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 減員
- ・ 増員
- ・ 組織・機構の統廃合

（「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成 20 年 12 月 24 日閣議決定）により、財形持家融資業務は独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管することとされています。）

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係の
ルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ
適切な解決を図ること」について

平成22年8月

政策統括官付労政担当参事官室(辻田参事官)[主担当]

中央労働委員会事務局総務課(岡崎課長)[施策小目標2・3関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標6 安定した労使関係等の形成を促進すること

政策中目標1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）集团的労使関係法制の普及啓発を図ること

（施策小目標2）不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること

（施策小目標3）労使紛争を早期かつ適切に解決すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	549	523	906	871	829
			(一般) 383	(一般) 399	(一般) 382
			(特別) 523	(特別) 472	(特別) 447
(決算額)(百万円)	(502)	(481)	(776)	(719) 見込	-
			(一般) 329	(一般) 326	
			(特別) 447	(特別) 393	

※施策小目標2及び3に要する経費について、平成19年度以前は異なる項で計上していたため、平成19年度以前分は上記金額には含めていません。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	労使関係が「安定的に維持されている」及び概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合(単位：%) (事業所の50%以上/平成21年度)	-	-	79.9%	80.9%	【集計中】
達成率		-	-	159.8%	161.8%	-
【調査名・資料出所、備考等】						
指標1は、大臣官房統計情報部の「平成21年労使コミュニケーション調査」による。 (平成21年の数値を現在集計中であり、平成22年9月頃に公表予定。)						

(指標の分析：有効性の評価)

H21実績は9月公表予定であるが、H19、H20の実績を見ても、労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合が80%程度で推移しており、本施策は有効であると評価できる。

不当労働行為事件の審査では、都道府県労働委員会及び中央労働委員会のそれぞれにおいて、約8割の事件が終結しており、本施策は有効であると評価できる。[施策小目標2関係]

労働争議調整事件数は景気動向、雇用失業情勢等を反映しつつ増減を繰り返しており、約6割の事件が解決しており、本施策は有効であると評価できる。[施策小目標3関係]

(効率性の評価)

○本事業参加者や参加者の所属組織に対しアンケートを実施し、その結果を踏まえた事業内容の見直しを検討し、事業の効率的な運営に努めた。

また平成21年度実施分については、平成20年度実施分と比較して招へい者1人当たりに要する費用を見直すなど予算の縮減。

→より効率的な事業の実施を実現。[施策小目標1関係]

○不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正により、部会制の導入など不当労働行為事件の審査体制の整備等が行われた結果、長期滞留事件数が大幅に減少するなど、事件の迅速な処理が進んできている。[施策小目標2関係]

○労働争議のあっせん、調停、仲裁については、その構成する委員が公労使の三者構成であるという特長を生かして、労使紛争の早期かつ適切な解決が図られている。[施策小目標3関係]

(今後の方向性)

○発展途上国においては、経済発展による経済成長が進む一方で、労使関係については未発達ないし対立的な状況にあり、健全な労使関係の育成が図られていない状況が見受けられる。

→自由で民主的な労使関係や雇用の安定の重要性の理解の定着がすすむように、引き続き本事業を実施し、発展途上国における人材育成分野における貢献等を推進。[施策小目標1関係]

○不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正前と比較すれば、事件の迅速な処理が進んでいる。しかしながら、裁判所等他の紛争処理機関においても迅速化の取組がなされ、相対的に見れば長くかかっている面があることから、更なる迅速な処理が求められている。[施策小目標2関係]

○労働争議のあっせん、調停、仲裁については、平成 21 年は、全国の労働委員会における取扱件数が平成以降で最大となっており、事件の早期かつ適切な処理が求められている。[施策小目標 3 関係]

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

なし

(3) 機構・定員について

なし

(4) 指標の見直しについて

○平成 19 年度～平成 21 年度の目標に対する達成状況を踏まえ、達成率の見直しを検討する。

○施策小目標の指標 2 については、平成 20 年～22 年に係る審査の期間の目標の達成の指標であるが、ここ 2 年達成水準を大きく上回っている。したがって、本年末を目途に策定予定の平成 23 年以降に係る新たな目標では、こうした実績を踏まえた目標設定の見直しを図る予定。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「労働保険適用促進及び労働保険料等の 適正徴収を図ること」について

平成22年8月

労働基準局労災補償部労働保険徴収課(美濃課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

- 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- 施策大目標8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
- 施策中目標1 労働保険の適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

- （施策小目標1）未手続事業の解消を図ること
- （施策小目標2）労働保険料等の適正徴収を確保すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	1,769	1,504	1,477	1,386	1,227
税制減収額見込み (実績)(百万円)	—	—	—	—	—

※決算額は(目)毎に計上しており、複数の(目)にまたがる事業については算出出来ないため「—」としている。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	労働保険料等収納率 （単位：％） （前年度以上／毎年度）	97.86	97.92	97.64	97.56	96.99
達成率		100.3%	100.1%	99.7%	99.9%	99.4%
【調査名・資料出所、備考等】 労働基準局労働保険徴収課調べ						

(指標の分析：有効性の評価)

- 経済情勢が厳しい中、前年度の数値を上回ることが出来なかったものの、依然として高水準を維持しており、適正な徴収確保については成果があったと評価できます。

(効率性の評価)

- 毎年、都道府県労働局では労働保険料算定基礎調査及び滞納整理に係る年間業務計画を立て、管内事業場の特性に応じて対象事業場を選定し効率的に実施しています。
- 労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用し、事業主の事務負担を軽減することで、労働保険料等の適正徴収が効率的・効果的に行われています。

(今後の方向性)

- 算定基礎調査及び滞納整理について、対象の重点化等により一層効果的に実施します。
- 口座振替制度を全事業主へ拡大する（平成23年度第3期納付分から実施予定）とともに、納付督促の外部委託化等により、事業主における利便性向上及び業務の更なる効率化を図り、収納率の向上を目指します。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

施策小目標の指標2については、未手続事業一掃対策による効果を的確に把握するために、平成22年度より労働保険に加入した事業場数を指標とします。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること」について

平成22年8月

職業安定局需給調整事業課（鈴木 英二郎課長）

職業安定局首席職業指導官室（北條 憲一指導官）

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

施策中目標1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること

（施策小目標2）労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること

（施策小目標3）官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること

（予算）（集計中）

一般会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額			884	189	189
（決算額）（百万円）			（526）	（147）	
労働保険特別会計					
予算額			45,147	68,256	66,396
（決算額）（百万円）			39,187	（59,361）	

※平成19年度以前は予算組み替えのため算定困難

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	公共職業安定所の求職者の就職率(常用)(%) (24%以上/平成21年度)	31.6	32.4	31.8	25.4	23.7
達成率		【99%】	【101%】	【96%】	【82%】	【99%】
2	雇用保険受給者の早期再就職割合(%) (24%以上/平成21年度)	14.0	15.1	29.6	23.1	21.4
達成率		【93%】	【90%】	【99%】	【75%】	【89%】
3	公共職業安定所の求人の充足率(常用)(%) (27%以上/平成21年度)	20.5	20.3	21.1	24.6	32.5
達成率		【-%】	【-%】	【-%】	【112%】	【120%】
4	職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成21年度)	9.3	8.9	8.3	7.7	7.1
達成率		【-%】	【40%】	【60%】	【60%】	【60%】
5	職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成21年度)	10.7	10.3	9.1	7.3	6.8
達成率		【-%】	【40%】	【120%】	【180%】	【50%】
6	しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(%) (35%以上/平成21年度)	-	35.7	38.6	35.3	34.3
達成率		【-%】	【102%】	【110%】	【101%】	【98%】
【調査名・資料出所、備考等】						
指標1～3						
資料出所:職業安定局調べによる。						
備考:						
<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に対する就職者の比率をいい、求職者のうち公共職業安定所から紹介あつせんを受け、公共職業安定所で受理した求人に就職した者の割合である。なお、平成20年度からは、季節的・一時的な労働需要等を除き、公共職業安定所の職業相談・職業紹介の取組の成果を正確に反映させるため、臨時雇用・季節雇用を除く常用雇用のみにより集計している。 雇用保険受給者の早期再就職割合については、雇用保険の基本手当の受給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職した者の割合である。平成18年度までは上記要件に加えて再就職手当を受給した者の割合としていたが、公共職業安定所における職業相談・職業紹介の取組の成果をより正確に反映させるため、平成19年度からは集計方法を改めた。 公共職業安定所の求人の充足率は、公共職業安定所で受理した常用(臨時・季節を除くもの)求人に対して充足した求人の割合であり、目標設定を行ったのは、平成20年度からである。 						

<p>指標4～5 資料出所：職業安定局調べによる。指標5は平成17年度より設定</p> <p>指標6 資料出所：「平成21年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」(社団法人全国民営職業紹介事業協会調べ。)による。</p> <p>備考： ・インターネットによるモニターリサーチ調査。 ・アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。 平成18年度より集計開始。</p>						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
7	説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事務所数(件) (20,000件以上/平成21年度)	-	-	-	-	20,784
達成率		【-%】	【-%】	【-%】	【-%】	【104%】
【調査名・資料出所、備考等】						
<p>指標7 資料出所：職業安定局調べによる。平成20年より集計開始。</p>						

(指標の分析：有効性の評価)

- 指標1、2は、予想を上回る厳しい雇用失業情勢が影響し、目標値を達成しておりません。
- ※ しかしながら、前述のとおり、平成21年7月には有効求人倍率(季節調整値)が0.42倍(過去最低)、完全失業率が5.7%(過去最高)となり、平成21年度の有効求人倍率が前年度比で▲0.33ポイントとなるなど、予想を上回る厳しい雇用失業情勢の中、再就職が非常に困難になっているにもかかわらず、就職件数は前年度比8.6%増となっていることを踏まえれば、個々の求人・求職者のニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施したことにより、公共職業安定所の需給調整機能は有効に機能したものと評価できます。
- 一方、3の指標について、目標を達成しており、1、2の指標についても達成率は前年度より向上しています。
→ 本施策は有効と考えられます。
- 指標4、5につき、労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督により職業安定法第5条の3、同法第32条の15の違反率の低下等法令違反が是正され、職業紹介事業の適正な運営の確保が有効に図られております。

- 指標6について、しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数(平成21年度約147万件)及び求人情報件数(平成21年度約61万件)については、雇用情勢の影響等により実績の増減が見られるが、求人情報提供サイトとして引き続き高い水準を保っているところであり、さらに、しごと情報ネットの参加機関数(平成22年3月31日現在11,412機関)が増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られていると評価できます(データは全て職業安定局調べ)。
- また、指標7について、各都道府県労働局において、派遣元事業主、派遣先等に対し、労働者派遣事業制度や関係法令に係るセミナーを開催する等の周知啓発を行うことによっても、労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られていると評価できます。

(効率性の評価)

- 前述のとおり、平成21年度の有効求人倍率が前年度比で▲0.33ポイントと急減している中、個々の求人・求職者ニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するために、未充足求人のフォローアップを徹底するなどにより、求人の充足率(常用)を向上(平成21年度目標達成率120%)させました。
→ 効率的な事業の実施が図られていると評価できます。
- 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、計画的かつ効果的に実施するために、重点対象を選定するとともに、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し、効率的な実施が図られていると評価できます。
- しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化が効率的に図られていると評価できます。

(今後の方向性)

- 雇用失業情勢が厳しい中、公共職業安定所の需給調整機能の強化が引き続き重要となっており、前述のとおり、その有効性や効率性はともに評価できます。
- しかしながら、平成22年5月の有効求人倍率(季節調整値)が0.50倍、完全失業率が5.2%、正社員の有効求人倍率が0.26倍となるなど、雇用失業情勢が持ち直しの動きが見られるものの依然として厳しい状況にあります。

- 非正規労働者の雇止め数の状況についても平成20年10月から平成22年4月までにおいて約27.5万人と見込まれるなど、今なお厳しい情勢が続いています。
 - 雇用保険受給資格者を含めた非正規労働者等に対する就職支援について、引き続き効率的・効果的な事業運営を行う必要があります。

- 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、平成21年度において、職業安定法第5条の3の違反率及び第32条の15の違反率が減少しており、成果がでていると評価でき、引き続き実施する必要があると考えられる。また、各都道府県労働局において行われる、派遣元事業主、派遣先等を対象としたセミナーを開催するなどの周知啓発活動によっても、労働者派遣事業の円滑な運営が図られていると評価できるところであり、引き続き制度の円滑な運用に取り組んで参ります。

- しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合(予定も含む)については、「平成21年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると34%と目標には達しなかったものの依然高水準を維持しており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げていると評価でき、引き続き制度の円滑な運用に取り組んで参ります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」について

平成22年8月

職業安定局雇用開発課 (水野 知親課長)

職業安定局地域雇用対策室 (福土 巨室長)

職業安定局建設・港湾対策室(堀井 奈津子室長)

職業安定局雇用政策課 (藤澤 勝博課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

施策中目標1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び雇用改善を図ること

（施策小目標2）中小企業等の雇用管理の改善を支援すること

（施策小目標3）事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防すること

（施策小目標4）離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること

（施策小目標5）農林業等の分野における雇用改善・促進等及び介護の分野における雇用管理の改善等を図ること

(予算)

一般会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	—	—	978 (927)	—	—
労働保険特別会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	—	—	298,417 (288,917)	735,642 (700,916)	811,038

※平成19年度以前は、予算組み替えのため算定不能
平成21年度以降は、雇用保険特別会計で算定

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し、雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している					
	①平均労働者数(人) (2人以上/平成21年度)	2.4	2.3	2.0	1.9	2.0
	達成率	【120%】	【115%】	【100%】	【95%】	【100%】
	②事業継続割合(%) (95%以上/平成21年度)	97.0	97.5	97.4	97.3	97.3
	達成率	【108%】	【103%】	【103%】	【103%】	【102%】
2	中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の平均求人充足率(%) (22%以上/平成21年度)	—	25.0	29.3	31.7	39.2
	達成率	【—%】	【114%】	【133%】	【144%】	【178%】
3	雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所(支給した後に倒産した等の事業所)に対して支給した額(%) (利用事業所の総支給額の10%以下/平成21年度)	8.73	2.06	—	—	—
	達成率	【127%】	【179%】	【—%】	【—%】	【—%】

4	求職活動等支援給付金による 離職後3か月以内の就職率 (%) (34%以上/平成21 年度)	34.4	34.5	34.1	35.0	23.8
達成率		【115%】	【101%】	【100%】	【102%】	【70%】
【調査名・資料出所、備考等】 ①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合は、雇用保険データにおける助成金 利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業継続割合で ある。 ②指標2 資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。 ③指標3 資料出所：職業安定局調べによる。 ※なお、助成金の利用後に、保険関係消滅事業所が判明するまで期間を要するため、現時点で は18年度までしか判明しない。 ④指標4 資料出所：職業安定局調べによる。						

(指標の分析：有効性の評価)

【有効性の観点】

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1について、平成21年度においては、受給資格者創業支援助成金を利用した法人等の設立から1年経過後の平均雇用労働者数は2.0人であり、また、事業を継続している割合も97.3%と目標を達成し、概ね有効に機能していると考えます。平成22年度からは、法人等の設立後1年以内に2人以上労働者を雇い入れた場合に、上乗せ助成を行う措置を図ったところであり、さらなる政策効果が期待されます。

指標2について、目標（アウトカム：22%）を上回る39.2%の求人が充足されたことから、本助成金が事業協同組合等の構成中小企業者における雇用管理の改善からなる雇用創出等に有効に機能したものと考えられます。

(2) 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

指標3について、本助成金を利用した事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の2.06%（10%以下）となっており、失業の予防・雇用維持のために有効かつ適正に活用されたといえます。

(3) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

指標4について、離職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休暇付与、再就職先となりうる事業所において行う職場体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図っているところです。

しかしながら、求職活動等支援給付金にかかる離職後3か月以内の平成21年度における就職率は23.8%と目標値を下回っていることから、より有効な再就職支援に向けて方策を検討いたします。

（効率性の評価）

（1）中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1については、①受給資格者の開始した事業及び雇い入れた労働者の雇用の継続性を担保する必要がある一方、②創業に係る立ち上げの支援のため、迅速な資金供給が求められることから、支給を事業開始3か月後及び6か月後の2回に分けて半額ずつ支給する方式を採るなど、効率的に行われています。

指標2については、事業協同組合等を通じた支援を行うことにより、個別に中小企業主の取り組みを支援するものに比べ雇用管理の改善による雇用の創出等を幅広く行えたため効果的であったと考えます。

（2）事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

指標3については、雇用調整を行う事業所の実情にあわせて休業・教育訓練又は出向のいずれかの雇用調整を選択することが可能であること、雇用調整を行う企業の規模に応じ、中小企業には高率助成を行っていることなどから、効率的な助成が行われています。

（3）離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

指標4については、支給申請について、個々の支給対象労働者ごと又は一括で行うことができ、事業者のニーズに応じて選択できるようになっており、効率的に助成を行っているところであります。

（今後の方向性）

（1）中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

受給資格者創業支援助成金に関する指標1、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標2について、平成21年度実績は目標を達成し、中小企業等における創業・新分野進出に係る支援、雇用管理改善等が有効かつ効率的に進んだものと評価できます。また、中小企業基盤人材確保推進助成金については、今後、効率的、効果的な支援を行う観点から、支給対象とする分野を重点化するとともに、支給対象とする団体の数を絞り、その取組の成果を全国に普及させること等を検討しております。

（2）事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

雇用調整助成金に関する指標3について、実績は目標を上回っており、事業縮小の際の失業予防が有効かつ効率的に進んだものと評価できます。今後も施策を継続することとするが、今後の経済情勢や雇用情勢の推移を踏まえつつ、予算額を適切な水準とします。

(3) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

平成 21 年度は経済情勢等の悪化に伴い予算を大きく上回って支出されるなど、労働者の再就職支援の措置として有効に機能しているところであり、今後も本事業は必要不可欠な事業といえます。しかしながら、労働移動支援助成金に関する指標 4 については、実績がいずれも目標を下回っていることから、再就職の援助・促進が有効かつ効率的に進めるため、今後も不断の見直しを行い、予算額を適切な水準とします。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること」について

	平成22年8月
職業安定局高齢者雇用対策課	(土田 浩史課長)
職業安定局障害者雇用対策課	(山田 雅彦課長)
職業安定局雇用開発課	(水野 知親課長)
職業安定局企画課	(土屋 喜久課長)
職業安定局若年者雇用対策室	(田中 佐智子室長)
職業安定局就労支援室	(川村 徹宏室長)
職業安定局外国人雇用対策課	(野口 尚課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

施策中目標1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を図ること

（施策小目標2）障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて雇用の安定及び促進を図ること

（施策小目標3）若年者の雇用の安定・促進を図ること

（施策小目標4）就職困難者等の円滑な就職等を図ること

(予算)

一般会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)			177,606 (173,401)	484,451 (475,640)	37,347
労働保険特別会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)			79,134 (72,026)	180,842 (80,655)	121,585

※平成19年度以前は、予算組み替えのため算定困難

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	希望者全員が65歳まで働ける企業の割合(%) (48%以上/平成21年度)	-	33.0	37.0	39.0	44.6
	達成率	【-%】	【66%】	【74%】	【85%】	【97%】
2	公共職業安定所における就職率(障害者)(%) (前年度実績以上/平成21年度)	15.5	17.6	17.5	17.1	16.8
	達成率	【-%】	【-%】	【-%】	【95%】	【98%】
3	ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数(万人) (22.7万人/平成21年度)	11.9	24.0	17.2	18.0	25.6
	達成率	【-%】	【-%】	【128%】	【79%】	【113%】
4	特定求職者雇用開発助成金の支給終了から1年後における支給対象者の事業主都合離職割合(%) (当該助成金支給終了から1年後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下/毎年度)	2.1 (4.1)	1.6 (3.7)	1.6 (3.4)	1.5 (3.3)	1.9 (3.5)
	達成率	【195%】	【231%】	【2.13%】	【220%】	【184%】
【調査名・資料出所、備考等】						
①指標1						
資料出所：職業安定局調べによる。						
備考：「希望者全員が65歳まで働ける企業」は、31人以上(平成20年度までは51人以上)規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、各年度の高年齢者雇用状況報告(毎年6月1日の状況)から把握した。						

なお、目標値に対する実績の把握は、達成時期の翌年度の高年齢者雇用状況報告から（翌年度の6月1日の状況）から把握する。

②指標 2

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：公共職業安定所を通じた就職率である。

平成19年度までは、就職件数を目標としているので、達成率は算定せず

③指標 3 資料出所：職業安定局調べによる。

平成18年度までは、就職件数を目標としているので、達成率は算定せず

④指標 4

資料出所：職業安定局調べによる

備考：特定求職者雇用開発助成金とは、高年齢者や障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行う制度である。

指標の上段は支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。

（指標の分析：有効性の評価）

（1）指標 1 について（高齢者等の雇用の安定・促進関連）

高年齢者等職業安定対策基本方針（平成 21 年厚生労働省告示第 252 号）に基づき、希望者全員が 65 歳まで働ける企業の割合を平成 22 年度末までに 50% とすることを目標としたことを踏まえ、平成 21 年度においてはその割合を 48% とすることを目指し、取組を実施しました。実績については平成 22 年度高年齢者雇用状況報告により把握しますが、平成 21 年度の同報告では、希望者全員が 65 歳まで働ける企業の割合が 44.6% と前年比 5.6 ポイント増加しており、平成 22 年度の同報告においてもさらなる増加が見込まれるため、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できます。

（2）指標 2 について（障害者の雇用の安定・促進関連）

平成 21 年度のハローワークにおける就職率は、現下の厳しい雇用情勢により対前年度比 0.3% ポイント減の 16.8% でした。しかしながら一方で、ハローワークにおける就職件数は過去 2 番目に高い 45,257 件であり、特に、平成 21 年度の下半期においては、厳しかった上半期と比べ、大幅に持ち直しています。またトライアル雇用事業を始めとした他の個別目標は達成していることから（5（2）参照）、トライアル雇用事業等を活用した障害者に対するきめ細やかな職業相談・職業紹介が効果的かつ効率的に実施されたものと考えます。

（3）指標 3 について（若年者の雇用の安定・促進関連）

平成 21 年のフリーター数については、6 年ぶりに増加し、若年者の就職環境は厳しい状況となっています。こうした状況を踏まえ、フリーター等が安定した職業に就くことができるよう支援を行うことは一層重要となっています。平成 21 年度においては、ハローワークにおける職業紹介により約 25.6 万人が正規雇用を実現したところであり、設定目標の 22.7 万人を上回る結果となりました。これは、一人ひとりの課題に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介等による支援が、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効に機能していると評価できます。

（4）指標 4 について（就職困難者等の円滑な就職支援関連）

特定求職者雇用開発助成金においては、平成 21 年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合（1.9%）が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合（3.5%）以下となっており、施策目標を上回る効果を出しています。このように、就職困難者等の事業主都

合による離職率が低く抑えられていることで、就職困難者等の雇用の安定等を図ることに寄与していると考えられます。

(効率性の評価)

(1) 指標1について(高齢者等の雇用の安定・促進関連)

改正高齢法により、事業主に対して、65歳までの雇用確保措置の実施が義務づけられたところですが、その具体的な実施については、労使間合意に基づく事業主の自主的取組が基本となっています。

これを推進していくために、各都道府県労働局及び公共職業安定所による雇用確保措置の実施状況及び企業規模に応じた重点的な指導のほか、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザー等による技術的な相談・援助や定年引上げ等奨励金の活用による事業主への助成措置を行うにより、事業主の負担を軽減しつつ、自主的な取組を促すことで効率的な事業を行っています。

また、65歳までの雇用基盤の確立と「70歳まで働ける企業」の創出を確実に図るための取組を総合的に推進するため、労働局が事業主団体等に対し、傘下企業への情報、ノウハウの提供及び制度導入の働きかけを行う事業を委託することにより、事業主団体の傘下企業への影響力を活用するなど、効率的に取組を進めています。

(2) 指標2について(障害者の雇用の安定・促進関連)

- トライアル雇用事業においては、前年度と比べ開始者数及び常用雇用移行率が上昇しているにもかかわらず、決算額では前年度を下回っており、障害者就業・生活センター事業でも前年度と比べ就職件数が伸びているものの、1件あたりの費用は低下している所であり、効率的な事業の実施となっています(5(2)参照)。
- また、障害者の「福祉から雇用へ」を進めるため、これまでも雇用・福祉・教育等の関係機関が就労支援に関して連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を一体的に行う「チーム支援」を実施しており、効率的に取り組むことができたものと評価できます

(3) 指標3について(若年者の雇用の安定・促進関連)

フリーターをはじめとする若年者の雇用の安定を促進するためには、①早い段階から職業理解を促進し、学校から職業への円滑な移行を図ること、②フリーター一人ひとりの抱える課題に応じて必要な支援を行い、正規雇用化を図ることが不可欠ですが、①については、学校との密接な連携による高校新卒者等に対する就職支援、②については、フリーター等常用就職支援事業や若年者等トライアル雇用事業など、ハローワークにおいて、フリーターをはじめとする若年者の個々のニーズに応じ、各種就職支援施策を組み合わせ提供できるなど、効率的に取り組むことができたものと評価できます。

(4) 指標4について（就職困難者等の円滑な就職支援関連）

特定求職者雇用開発助成金は、就職困難者の雇い入れにつき、その困難さ度合いに応じて助成率を変更することとしております。そのため必要に応じた負担のみで、指標においては目標を大きく上回る実績を達成することを実現しており、効率的であると言えます。

（今後の方向性）

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

当該施策中目標に係る指標（希望者全員が65歳まで働ける企業の割合）は、平成22年度末までに50%とすることを目標とし、平成25年3月までにさらなる普及に努めることとされています。これらの施策については、当該目標達成に向けて、上記の通り有効・効率的に取り組んでいるところであり、高齢者雇用の安定・促進のために、今後も引き続き継続していく必要があります。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

- 平成21年6月1日現在の民間企業の実雇用率が1.63%となっており、法定雇用率の1.8%を下回っているものの、厳しい雇用情勢の中でも、障害者雇用は進展が見られます。（平成21年障害者雇用状況報告による）法定雇用率の1.8%を下回っているものの、引き続き、法定雇用率の達成に向けた事業主指導を徹底して実施する必要がありますが、その際、実雇用率が大企業に比べて低い水準にある中小企業に対する雇用率達成指導の充実強化を図るとともに、未達成企業を対象とした集団指導を行うなどの取組を着実に実施する必要があります。
- また、精神障害者や発達障害者などの新規求職申込件数が増加していることから、それらの障害特性に応じたきめ細やかな支援の充実を図る必要があります。特に精神障害者については、その新規求職申込件数の増加などを背景として、平成22年度に精神障害者雇用安定奨励金を創設しました。これにより、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場作りを行った事業主に対して、支援を行っています。今後とも引き続き、障害者の雇用の安定・促進に向け、取り組んでいく必要があります。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

上記のとおり、雇用失業情勢の悪化に伴い、若年者の就職環境が厳しくなり安定した雇用の確保が懸念される状況を踏まえ、平成22年度においては、フリーター等が安定した職に就くことを目的とした「フリーター等正規雇用化プラン」の推進などにより、若年者の一層の雇用の安定・促進に向けた取り組みを進める必要があります。

(4) 就職困難者等の円滑な就職支援

特定求職者雇用開発助成金については、当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下とすることを施策中目標に係る指標としており、上記のとおり当該目標を

達成したこと、有効性及び効率性の観点から就職困難者の円滑な再就職を図る上で良好に機能している。

しかしながら、昨今の雇用失業情勢の悪化に伴い、中小企業事業主における就職困難者等の新規雇用の意欲の低下が懸念されたため、平成21年度には、中小企業事業主の就職困難者の新規雇用に係る助成金の支給額を増額し、就職困難者等の新規雇用の雇用機会の増大に係る支援の拡充を図ったところであり、今後においても引き続き就職困難者の雇用機会の増大に向けた取り組みを行う必要があります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

・廃止

□見直しの上 (増額/現状維持/□減額)

・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること」について

平成22年8月

職業安定局雇用保険課(坂口 卓課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

施策中目標1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）セーフティネットとして財政が安定していること

（施策小目標2）雇用保険の給付を適正に行うこと

（予算）

雇用保険特別会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	22,947	18,881	16,795	24,608	29,459
(決算額)(百万円)	(15,261)	(14,917)	(15,907)		

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	収入額（単位：億円） （－）	28,978	28,764	22,214	22,896	集計中
	うち保険料	23,856	24,528	19,402	19,664	
達成率		【－】	【－】	【－】	【－】	
2	支出額（単位：億円） （－）	16,972	15,261	14,917	15,907	集計中
	うち失業等給付費	13,772	12,803	12,598	13,496	
達成率		【－】	【－】	【－】	【－】	
3	積立金残高（単位：億円） （－）	28,032	41,535	48,832	55,821	集計中
	達成率	【－】	【－】	【－】	【－】	
【調査名・資料出所、備考等】 資料出所：労働保険特別会計雇用勘定の決算による。 備考：指標1～3については現在集計中であり、平成22年9月頃公表予定である。						

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
4	不正受給の件数 （前年度以下／平成21年度）	9,855	8,140	7,346	7,101	8,442
	達成率	【115.9%】	【117.4%】	【109.8%】	【103.4%】	【84.1%】
【調査名・資料出所、備考等】 資料出所：雇用保険業務統計による。（職業安定局雇用保険課調べ）						

(指標の分析：有効性の評価)

平成21年度は厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を重点に、平成21年度雇用保険法改正により、以下の見直しを行いました。

- ①非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大
- ②雇止めの場合の受給要件の緩和
- ③再就職の支援が必要な方に対する給付日数を60日分延長する個別延長給付の創設

④失業等給付に係る雇用保険料率を平成21年度に限り、0.4%引き下げ(1.2%→0.8%)

また、失業等給付に係る収支状況については、雇用失業情勢の悪化により、平成21年度には約0.8兆円の単年度赤字が生じることが見込まれ、平成22年度以降も引き続き単年度赤字が見込まれていました。そのため、雇用保険財政の安定的運営を確保するため、平成22年度雇用保険法改正(補正予算関連)により、第二次補正予算において、失業等給付に係る国庫負担として、3,500億円的一般財源を追加投入しました。

これにより、当面の雇用保険制度の安定的運営が確保され、必要な給付に支障を来たすことはありませんでした。

加えて、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を図るため、雇用保険の適用範囲の拡大等を内容とした平成22年雇用保険法改正(当初予算関連)が平成22年3月31日に成立しました(一部を除き、同年4月1日施行)。

これにより、セーフティネット機能の更なる強化が図られました。

(効率性の評価)

雇用保険制度については、労働政策審議会において、費用負担者である、労働者・使用者の意見も伺いながら、効率的・効果的な制度設計ができるよう努めています。

また、平成22年度からは、適用範囲の拡大に伴い、被保険者資格取得届に係る添付書類を提出不要とするなど、事業主の負担軽減を通じた効率的な業務運営を図っています。

(今後の方向性)

雇用失業情勢の悪化を受け、平成21年度の受給者実人員(年度月平均)は971千人と前年度より62.5%増加しており、基本手当給付額も前年度より増加する見込みです(施策小目標2の参考統計5及び6参照)。そのような状況も踏まえ、現在暫定的に引き下げられている失業等給付に係る国庫負担について、平成23年度以降については、安定した財源を確保した上で、国庫負担を本則(1/4)に戻す旨が平成22年改正雇用保険法に盛り込まれており、本則復帰に取り組んでいきます。

加えて、平成22年雇用保険法改正(当初予算関連)において、

- ① 非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大
- ② 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

等のセーフティネット機能等の強化を図ったところであり、今後はこれらの制度を適正に運営していくため、周知等を含めた円滑な施行に取り組んでいきます。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

・廃止

□見直しの上(増額/現状維持/減額)

・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

・業務の合理化等を通じて、非常勤職員の削減（100人程度）（平成23年度）

(4) 指標の見直しについて

特になし

政策体系番号：IV-4-1

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること」 について

平成22年8月

職業能力開発局実習併用職業訓練推進室(高森室長)[主担当]

職業能力開発局実習併用職業訓練推進室(高森室長) [小目標1 関連]

職業能力開発局キャリア形成支援室(伊藤室長) [小目標2 関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

施策中目標1 若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）正社員経験の少ない若者に職業能力形成機会を提供すること

（施策小目標2）若年者等の職業的自立支援を充実すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	9,049	10,248	10,345	13,380	11,825
（決算額）（百万円）	（7,152）	（7,349）	（8,344）	（12,426）	

一般会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	2,594	3,770	3,605	3,775	2,750
(決算額)(百万円)	(1,857)	(2,735)	(3,108)	(3,713)	
労働保険特別会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	6,455	6,478	6,740	9,605	9,075
(決算額)(百万円)	(5,295)	(4,614)	(5,236)	(8,713)	

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	委託訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率(%) (70%以上/平成17~19年度) (75%以上/平成20年度) (65%以上/平成21年度)	71.9	75.2	76.9	72.5	70.5 (暫定値)
達成率		102.7%	107.4%	109.9%	96.7%	108.5%
【調査名・資料出所、備考等】						
・職業能力開発局調べ。訓練修了3ヶ月後の就職率。						

(指標の分析：有効性の評価)

- 指標1について、平成21年度における委託訓練活用型デュアルシステムの就職率は70.5%（暫定値）であり、目標達成率が108.5%と高水準となっています。
- 若年者等が就職の実現に必要な実践的な能力を習得するために本施策を実施することは、引き続き有効と考えられます。

(効率性の評価)

- 民間職業訓練機関における座学と企業実習を組み合わせた委託訓練活用型デュアルシステムは、民間活力を活用した訓練であり、実施方法として効率的であると評価できます。

(今後の方向性)

- 新成長戦略に掲げられた「若者フリーター124万人」という目標を実現するため、今後も取組を行ってまいります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事」について

平成22年8月

職業能力開発局能力開発課(田畑課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

施策中目標2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) 障害者への支援を図ること

(施策小目標2) 母子家庭の母等への支援を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	8,153 (6,454)	7,650 (6,359)	7,699 (6,620)	7,459 (6,719)	7,159
一般会計	7,242 (5,953)	6,721 (5,714)	6,613 (5,841)	6,080, (5,636)	5,787
特別会計	933 (746)	930 (821)	1,087 (907)	1,380 (1,352)	1,371

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	障害者職業能力開発校の修了者における就職率（60%以上／平成21年度）	68.5%	66.7%	65.7%	59.0%	49.9% （暫定値）
達成率		114.2%	111.2%	109.5%	98.3%	83.2%
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標は職業能力開発局調べ。訓練修了3ヶ月後の就職率。						

(指標の分析：有効性の評価)

○ 平成21年度の就職率は、ハローワークにおける障害者の就職率（36.0%）を上回ったものの、厳しい雇用失業情勢の影響により前年度実績を下回っており、特に精神障害者等の「職業訓練上特別な支援が必要な障害者」（以下、「特別支援者」という。）はその影響が大きく、個々の障害に応じた職業訓練を実施する必要があります。

→ 障害者職業能力開発校における職業訓練は、障害者の労働市場への参入を促進する上で、引き続き有効な役割を果たしていると評価できるが、障害の状況に応じたより専門的な職業訓練を実施する必要があります。

(効率性の評価)

○ 定員合理化計画に基づき、管理職員の人員削減を進めています。

○ また、職業訓練ニーズの低下した訓練科目を廃止するとともに、障害状況等に応じた訓練科目の整備等を行い、職業訓練機会の拡大や訓練内容の拡充を図っているところです。

→ 障害者職業能力開発校の運営は効率的と考えられます。

(今後の方向性)

○ 障害者職業能力開発校では、平成19年に障害者施策推進本部が決定した「重点施策実施5か年計画」に基づき、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」を重点的に受け入れているところです。

→ 今後も引き続き、特別支援障害者の受入れを推進するとともに、障害の重度化、多様化に対応したきめ細やかな職業訓練の実施により、障害者の職業キャリア形成支援に取り組んでいきます。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 増額 / 現状維持 / 減額
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること」について

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課(吉本 明子課長) [施策小目標1]、職業家庭両立課(塚崎 裕子課長) [施策小目標2]、短時間・在宅労働課(吉永 和生課長) [施策小目標3]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

施策中目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること

（施策小目標2）育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること

（施策小目標3）パートタイム労働者と正社員との均衡待遇を確保する等多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	8,840 (-)	12,905 (-)	13,435 (-)	15,430 (-)	14,013

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	役職者に占める女性の割合 (単位：％)(前年以上/毎年)	6.7	7.3	8.2	8.5	9.2
達成率		100.0%	109.0%	112.3%	103.7%	108.2%
2	育児休業取得率(男性)(％) (前年以上/毎年、5％以上/ 平成24年、10％以上/平成29年)	0.50	0.57	1.56	1.23	1.72
達成率		89.2%	129.5%	312.0%	78.8%	139.8%
2	育児休業取得率(女性)(％) (80％以上/平成24年、80％以上/ 平成29年)	72.3	88.5	89.7	90.6	85.6
達成率		-	-	-	-	-
3	第1子出産前後の女性の継続 就業率(％)(45％以上/平成 24年、55％以上/平成29年)	38	-	-	-	-
達成率		-	-	-	-	-
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、賃金構造基本統計調査(厚生労働省)による。 指標2は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課の「雇用均等基本調査」(平成18年度までは「女性雇用管理基本調査」)による。平成16年度、平成17年度、平成19年度、平成20年度及び平成21年度は5人以上の規模事業所調査、平成15年度及び平成18年度は30人以上規模調査。 目標達成率については、比較可能な年度と比較した数値であり、平成17年度は平成16年度と、平成18年度は平成15年度と、平成19年度は平成17年度と、平成20年度は平成19年度と、平成21年度は平成20年度と比較した数値である。 指標3は、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第13回出生動向基本調査」(平成17年)による。当該数値(38%)は子どもの出生年を平成12年から平成16年とする第1子出産前後の継続就業率。 						

参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	女性雇用者数 (単位：上段は万人、下段は%)	2,229 (41.3)	2,277 (41.6)	2,297 (41.6)	2,312 (41.9)	2,311 (42.3)
2	出産した後も就業継続の意欲がある女性の割合 (%)		54.3		52.6	
3	出産した後も就業継続の意欲がある女性のうち、同一就業継続割合 (%)		80.7		81.9	
4	出産した後も就業継続の意欲がある女性（非正規）の割合 (%)		21.1		26.9	
5	出産した後も就業継続の意欲がある女性（非正規）のうち、同一就業継続割合 (%)		62.5		68.0	
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標1は、労働力調査（総務省）による ・指標2～5は、厚生労働省大臣官房統計情報部が実施した「第5回21世紀成年者縦断調査」						

（指標の分析：有効性の評価）

- 指標1は、テンポは緩やかであるものの、毎年上昇していることから、本施策は有効と考えられます。
- 指標2について、育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、労使に対する相談対応や育児・介護休業法の徹底のための行政指導を行うとともに、助成金の支給等の事業主支援のための事業や社会の気運を醸成するための事業等を実施しているところであり、これらの施策を実施したことにより、特に、育児休業取得率については、女性が平成17年度に72.3%が平成21年度には85.6%となり平成24年に「80%以上」という目標は既に達成されました。なお、平成21年度は前年度より低下していますが、景気の低迷を背景にして、育児休業を取らずに復帰した女性労働者が増えたことが一因ではないかと考えられます。一方、男性は、平成17年度0.50%が平成21年度には1.72%に上昇する等の効果が見られ、取組は有効であったと評価できます。

（効率性の評価）

- 男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備することについて
 - ・ 男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、均等法の履行確保のため、都道府県労働局では、法違反の蓋然性の高い業種、地域に重点を置いて事業場を選定するなど、計画的な事業所訪問を行っています。

- ・ ポジティブ・アクションの普及促進のため、広く社会一般に対し周知啓発を行うだけでなく、各事業所において選任された機会均等推進責任者に対する情報提供やセミナーの開催等、ポジティブ・アクションに取り組む意欲のある企業への集中的な周知啓発を行っています。

この結果、役職者に占める女性の割合がここ数年間増加しており、施策の効果を上げていることから、取組は効率的であると評価できます。

- 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、都道府県労働局では行政指導や助成金の支給等の事業を実施しているところであり、特に、事業所訪問の際には、あらかじめ訪問計画を立て計画的に事業所訪問を行うとともに、あわせて、助成金の説明を行うことで両立支援に取り組む事業主にインセンティブを与えるなど、効率的な行政運営に努めています。

さらに、男性に対する意識啓発等、社会の気運を醸成するための事業等は民間企業に委託し、そのノウハウを活用することにより、効率的な事業展開を図ることができました。

この結果、ここ数年間は育児休業取得率が増加するなど施策の効果を上げていることから、取組は効率的であると評価できます。

（今後の方向性）

- 男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備することについて
 - ・ 現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、均等法違反が疑われる事業主に対する迅速かつ的確な行政指導を行い、均等法の履行確保を徹底します
 - ・ また、「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日 閣議決定）で定める目標「平成 26 年度までにポジティブ・アクションに取り組む企業割合 40%超」の達成に向け、取組の遅れている中小企業に対し更なる取組の支援を行います。
- 厳しい経済状況の中で、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備することは引き続き重要な課題であり、新成長戦略に掲げられた 2020 年までの目標「第 1 子出産前後の女性の継続就業率 55%、男性の育児休業取得率 13%」に向けて引き続きこうした取組を推進していく必要があります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること」

について

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室（竹林 悟史室長）

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標6 総合的な母子家庭等の自立を図ること

施策中目標1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）母子家庭の母等の就業等の支援を図ること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 （決算額）（百万円）	1,884の内 数 （1,757の 内数） ※母子家庭等 対策総合支援 事業（統合補助 金）の内数	1,919の内 数 （1,841の 内数） ※母子家庭等 対策総合支援 事業（統合補助 金）の内数	2,439の内 数 （2,227の 内数） ※母子家庭等 対策総合支援 事業（統合補助 金）の内数	3,431の内 数 （3,431の 内数） ※母子家庭等 対策総合支援 事業（統合補助 金）の内数	3,474の内 数 （ — ） ※母子家庭等 対策総合支援 事業（統合補助 金）の内数

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	各就業支援による就業実績					
	・母子家庭等就業・自立支援センター事業	4,372件	4,953件	5,487件	5,718件	—
	・母子自立支援プログラム策定事業	211件	1,590件	3,815件	4,851件	—
	・高等技能訓練促進費等事業 (前年度以上／毎年度)	607件	768件	1,071件	1,291件	—
達成率		—	113.3%	110.8%	104.2%	—
		—	753.6%	239.9%	127.2%	—
		—	126.5%	139.5%	120.5%	—
2	高等技能訓練促進費等事業による資格取得者数 (1,300人以上／21年度(平成21年度限り))	709人	873人	1,264人	1,544人	—
	達成率	—	—	—	—	—
3	各就業支援施策の実施状況					
	・自立支援教育訓練給付金事業	49.9%	72.1%	81.9%	88.7%	90.4%
	・高等技能訓練促進費等事業 (前年度以上／毎年度)	39.2%	53.6%	63.0%	74.3%	81.6%
	(100%／26年度)					
達成率		—	144.5%	113.6%	108.3%	101.9%
		—	136.7%	117.5%	117.9%	109.8%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ。 ・毎年度前年度以上を目標と設定。 ・指標1及び2の平成21年度については集計中であり、10月までに公表予定。 						

(指標の分析：有効性の評価)

- すべての指標について、前年度を上回っています。 → 母子家庭の母等に対する就業による自立支援施策としては有効と考えられます。
- 一方、指標3については、平成26年度までの達成水準への到達を目指すため、引き続き施策の推進を図っていく必要があります。なお、自立支援教育訓練給付金事業については、実施状況は前年度を上回っている状況ですが、平成19年度以降、支給件数が減少する傾向にあります。これは、支給割合の変更（上限額の引き下げ）などの制度改正を行ったことが要因として考えられます。

(効率性の評価)

- 各就業支援施策における就業実績（指標1関係）、実施状況（指標3関係）については、毎年度実施件数等が増加しているところですが、引き続き効率的な事業の実施について推進していく必要があります。

(今後の方向性)

- 母子家庭の平均年収は213万円であり、低い水準となっているほか、母子家庭の約85%が就労しているが、臨時パートで働いている者が43.6%となっている現状であり、厳しい状況が続いています。引き続き母子家庭の母等の自立のため生活支援、就業支援を総合的に実施することが必要です。
- より身近な地域で支援が受けられる体制を整備するため、引き続き総合的な自立に向けた支援を実施して参ります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

- ・母子家庭等の自立に向けた総合的な支援を実施するため、施策中目標に就業支援以外のアウトカム指標も掲げることについて必要な検討を行う。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること」について

平成22年8月

社会・援護局地域福祉課(宮本 真司課長) [主担当]

社会・援護局福祉基盤課(定塚 由美子課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）ホームレスの自立を促進すること

（施策小目標2）地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	14,940の内数	18,000の内数	50,800の内数	132,354の内数	24,000の内数※
(決算額)(百万円)	(14,007の内数)	(16,043の内数)	(49,506の内数)	(131,519の内数)	

※ホームレス対策事業については、平成22年度事業実施分より、緊急雇用創出事業臨時特例交付金70,000百万円の内数として計上。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	全国のホームレスの数（人） （前年以下/毎年）	－	－	18,564	16,018	15,759
達成率		－%	－%	－%	115.9%	101.6%
2	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労又は福祉制度等の利用により退所した者の割合（%） （60%以上/毎年度）	61	59	59	58	70
達成率		101.7%	98.3%	98.3%	96.7%	116.7%
3	福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合（%）（95%以上/毎年度）	95.0	96.7	95.1	96.6	集計中
達成率		100.0%	101.8%	100.1%	101.7%	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、ホームレスの実態に関する全国調査により、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課においてとりまとめたもの。なお、平成17年、平成18年は調査を実施していない。 指標2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課でとりまとめたもの。 指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調査によるもので、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載。 						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	ホームレス自立支援センター退所者数（人）	5,781	6,307	6,427	6,645	8,092
2	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労又は福祉制度等の利用により退所した者の数（人）	3,546	3,734	3,796	3,875	5,688
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 参考統計1及び2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課でとりまとめたもの。 						

(指標の分析：有効性の評価)

- ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成21年度中に退所した者の約70%が、就労又は福祉制度等の利用により自立を果たしていることから、これらの事業に有効性があると認められます。
- 運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い水準を維持してきており、これらの有効性が認められます。

(効率性の評価)

- ホームレス総合相談推進事業等によりホームレスの個別の状況に応じた取組を行っており、効率的にホームレスの自立が図られていると評価できます。
- 福祉サービス利用者からの苦情については、事業者自身がその解決に努めることとされており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会が実施する苦情解決は、その補完的役割を担うものであり、このような仕組みのもと、効率的な事業実施を図っていると認められます。

(今後の方向性)

- ホームレス自立支援センターを利用し、就労又は福祉制度等の利用により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できます。今後もホームレスの個別の状況に応じ、自立に向けた支援を行うとともに、退所した者が再び路上生活に戻ることのないよう、アフターケアが必要な者には定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行うことが必要です。
- 運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は高水準を維持しているのので、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できます。今後とも、高い解決率を維持しつつ、福祉サービスの利用者に対し、本制度の周知に努める必要があります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「災害に際し応急的な支援を実施すること」について

平成22年8月

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室(吾郷 俊樹室長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策中目標1 災害に際し応急的な支援を実施すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）災害に際し応急的な支援を実施すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 （決算額）（百万円）	871 (596)	8,464 (6,981)	310 (291)	443 (406)	200
税制減収額見込み （実績）（百万円）	—	—	—		

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所の設置状況（100％／毎年度）	－	－	－	100	100
達成率		－％	－％	－％	100.0％	100.0％
2	被害発生から避難所設置までの時間（災害の態様に応じてできるだけ速やかに設置／毎年度）	－	－	－	－	備考欄参照
達成率		－％	－％	－％	－％	－％
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の指標は、災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法が適用された場合、速やかに避難所を設置する必要があることを示す。 過去5年間の災害救助法の適用数は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度 38 市区町村 平成18年度 21 市町村 平成19年度 15 市町村 平成20年度 11 市町 平成21年度 7 市町 指標2については、災害の規模、発生場所、発生時間等、発災時の条件により避難所設置までの時間が異なり、一律の評価はできないため、避難所設置までの客観的な時間を下欄に記載。 平成21年度に災害救助法が適用された災害にかかる7市町の内訳は、大雨災害7件（6市1町）であり、個別の状況については次のとおり。 <p>○平成21年中国・九州北部豪雨 （平成21年7月21日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 4:18 山口県山口市、防府市に大雨洪水警報 8:30 防府市が避難所設置 9:28 山口市が避難勧告発令、避難所設置 14:10 防府市が避難勧告発令 						

(平成 21 年 7 月 24 日)

18:37 福岡県飯塚市に大雨洪水警報

19:18 飯塚市が避難所設置

20:13 飯塚市が避難勧告発令

○平成 21 年台風第 9 号

(平成 21 年 8 月 9 日)

11:00 兵庫県宍粟市が避難所設置

14:15 兵庫県佐用町及び宍粟市に大雨洪水警報

15:27 岡山県美作市に大雨洪水警報

21:00 兵庫県佐用町が避難所設置

21:20 兵庫県佐用町が避難勧告発令

22:30 岡山県美作市が避難勧告発令、避難所設置

23:57 兵庫県朝来市に大雨洪水警報

(平成 21 年 8 月 10 日)

0:45 兵庫県宍粟市が避難勧告発令

1:15 兵庫県朝来市が避難勧告発令、避難所設置

(指標の分析：有効性の評価)

○平成 21 年度に災害救助法が適用された 7 市町においては、いずれも避難勧告発令前又は発令と同時に避難所が設置されています。各都道府県知事が災害救助法の適用を行うにあたっては、適用基準に合致しているかどうかについて国が助言を行っており、また、救助法の適用後においては、避難所の適切な設置、運営等についても助言を行っていることから、的確な応急救助を実施していると評価できます。

○平成 21 年 6 月には、災害救助担当者全国会議を開催し、被害状況の迅速な把握、救助の早急な実施等について、都道府県に対し適切な対応を求めており、国として必要な指導を行っています。

(効率性の評価)

○災害救助法に基づく応急救助は、被災者に対する応急的、一時的な救助を行うものです。そのような観点から、避難所の開設期間等について適切な対応がなされるよう、都道府県に対し助言・指導を行っており、国として適切な対応を図っているものと評価できます。

○また、国庫負担の対象経費について、交付決定前に救助に要した費用内容の確認を行っており、適切な対応を図っているものと評価できます。

(今後の方向性)

○来年度以降も、引き続き、災害発生時の迅速かつ適切な応急救助の実施に努めて参ります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び
旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること」について

平成22年8月

社会・援護局業務課(平林茂人課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

施策中目標4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

2. 施策の概要

恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成等に使用するため、旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管するとともに、恩給請求書の内容を審査し、恩給の裁定庁である総務省人事・恩給局に進達します。

（施策小目標）

（施策小目標1）旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること

（施策小目標2）旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	268	245	247	290	364
（決算額）（百万円）	(246)	(216)	(233)	（集計中）	（－）

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等約750万件のうちデータベース化したものの割合（％） （50％／平成21年度）	8.1	10.3	21.4	32.2	50.3
達成率		—	—	—	—	100.6
2	ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚のうちデータベース化したものの割合（％） （50％／平成21年度）	—	—	—	—	50.0
達成率		—	—	—	—	100.0
3	恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合（％） （100％／毎年度）	100.0	67.0	80.0	100.0	100.0
達成率		100.0	67.0	80.0	100.0	100.0
4	旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合（％） （前年度以上／毎年度）	—	—	—	99.5	100.0
達成率		—	—	—	—	100.5
【調査名・資料出所、備考等】 <ul style="list-style-type: none"> ・指標1～指標4については、社会・援護局業務課調べ。 ・指標1については、平成23年度にデータベース化100%を目標に、平成16年度より8ヵ年計画で行われています。 ・指標2については、平成21年度に入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚を2ヵ年計画でデータベース化することとしているものです。平成21年度より新たに開始されたものであ 						

り、平成 20 年度以前の数値はありません。 ・指標 4 については、新たに設定したものであり、平成 19 年度以前の数値はありません。						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	旧ソ連抑留者登録カード約 70 万枚のうちデータベース化したものの件数（千枚）	—	—	—	—	352
【調査名・資料出所、備考等】 ・社会・援護局業務課調べ。 ・平成21年度に入手した資料旧ソ連抑留者登録カード約 70 万枚をデータベース化しているものであり、平成20年度以前の数値はありません。						

（指標の分析：有効性の評価）

- 旧陸海軍の人事関係資料は、作成されてから数十年を経過し、損傷が激しいものも多いため、そのデータベース化を行うことは、適切な整備保管のために有効な施策であるといえます。
- また、平成 21 年度に入手した旧ソ連抑留者登録カード約 70 万枚のデータベース化では、翻訳して日本側資料との照合調査を実施しており、死亡者が特定できた場合は、遺族に登録カードの記載内容をお知らせすることができ、遺族による遺骨収集や慰霊巡拝などの慰霊事業に活用しています。また、抑留者の未提供情報記録確認を行うことにより、恩給や援護年金等の請求に有効な施策であるといえます。

（効率性の評価）

- 旧陸海軍の人事関係資料のデータベース化により、情報が整備され、必要な名簿情報の検索等が迅速に行えることから、効率性の向上に寄与しています。
- また、旧陸海軍人事関係資料及び平成21年度に入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚についても、データベース化することにより、遺族に登録カードの記載内容をお知らせする際の検索等が迅速に行えることから、効率性の向上に寄与しています。

（今後の方向性）

- 旧陸海軍の人事関係資料のデータベース化については、平成 16 年度より 8 ヶ年計画で実施しています。平成 21 年度現在目標の 50% が終了していることから、今後 2 年間で残りの 50% を終了すべく、目標達成に向けて取組を推進します。
- ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚のデータベース化については、本年度より2ヶ年計画で実施しており、平成21年度現在、目標の50%が終了しています。平成22年度においても目標の達成を目指します。
- また、恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合及び旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合については、平成21年度におい

ては、いずれも目標を達成しています。今後も事務処理の向上や資料の整備等を図ることにより、目標の確実な達成を目指していくこととします。

- いずれの施策も、施策対象者の高齢化に鑑み、今後とも確実・早急な処理に努めます。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止

- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)

- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、 活動する社会づくりを推進すること」について

平成22年8月

社会・援護局障害保健福祉部企画課(中島誠課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

- 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 施策大目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
- 施策中目標 1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

- （施策小目標 1）障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること
- （施策小目標 2）障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	813,084	900.421	1,037,481 (981,796)	1,151,002 (1,136,868)	1,120,239

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数（単位：人） （平成17年度入所者数約14.6万人のうち、2.1万人以上／平成23年度）（前年度以上／平成20年度・21年度）	—	—	9,344	14,098	19,430
達成率		—%	—%	44.4%	67.1%	92.5%
2	一般就労への年間移行者数（単位：万人） （1.0万人以上／平成23年度）	0.2	—	0.3	0.3	—
達成率		20.0%	—%	30.0%	30.0%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
<p>○ 指標1は、「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）によるものであるが、平成19年度の数値は、平成17年10月から平成19年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,586施設から回答を集計（回収率約92%））であり、平成20年度の数値は、平成19年度の数値と平成19年10月から平成20年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,450施設から回答を集計（回収率約91%））を合計した数であり、平成21年度の数値は、平成20年度の数値と平成20年10月から平成21年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,596施設から回答を集計（回収率約96%））を合計した数である。（目標達成率は平成23年の目標値である2.1万人を分母として計算している。）</p> <p>○ 指標2は、「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）による。平成18年度分は調査を実施していない。当該指標については、調査方法等も含め、今後検討することとしている。</p>						

（指標の分析：有効性の評価）

○ 施設に入所等をしてきた障害者の地域生活への移行を進めるには、退所後の単身での生活に不安がある障害者のために、介護などの一定の支援を受けながら安心して暮らせる場を確保することが有効です。

また、障害者の地域における自立した生活を実現するためには、生活に必要な所得が確保されることが重要であるが、稼働収入（給与や賃金）を得ながら生活することを望んでいる障害者は約75%に及んでおり（※）、就労を通じた自立を支援することが有効であるといえます。

（※）平成18年度障害者施策総合調査（内閣府）

（効率性の評価）

○ 障害者自立支援法におけるサービスについては、市町村及び都道府県が障害福祉計画を策定し（障害者自立支援法第88条、第89条）、その基盤整備を行っているところですが、これに際しては、

- ・ 地域の障害者の実情やサービスに対するニーズを把握しながら、それぞれの地域において必要な障害福祉サービスの種類及び量を事前に見込む、

- ・ 地域移行や就労支援などの課題への対応が遅れている地域については、その地域の実情を勘案しながら、市町村と都道府県が協働して、広域的観点からサービス事業所の整備を行う、

- ・ 障害者自立支援法上の障害福祉サービスのほか、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」などの事業や各都道府県で策定する「工賃倍増5カ年計画」の役割についても計画上位置づけることとし、地域資源を活用するとともに、個々の障害者へのきめ細かな支援ができるよう取組を行う、など、効率的かつ計画的な方法を採用しています。

（今後の方向性）

○ 平成21年9月9日の連立政権合意において、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を作ることとされています。

※新たな総合的な制度は遅くとも平成25年8月までに実施する予定です。

○ この総合的な福祉制度の検討のために、本年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始しました。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 増額 / 現状維持 / 減額
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

- 障害者の地域生活を支える日中活動の場及び住まいの場の一層の整備促進を図る観点から、譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充を平成23年度税制改正要望において、要望しています。

(3) 機構・定員について

障害者自立支援法に基づく新体系への移行や、障害者の虐待防止等に対応するため、増員の方向で検討します。

(4) 指標の見直しについて

なし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「企業年金等の健全な育成を図ること」について

平成22年8月

年金局企業年金国民年金基金課(中村博治課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

施策中目標3 企業年金等の健全な育成を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標1) 企業年金制度等の健全な育成を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	—	—	27	31	25
(決算額)(百万円)				(14)	—

注) 平成20年度以降予算上の項の組み替えがあったため、それ以降を記載しています。

平成20年度の決算額については、項「企業年金等普及促進費」で計上したため、それ以降を記載しています。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値) 企業年金等の加入者数・1,656万人(平成22年度末)
制度改善に係る企画立案状況・必要な制度改善

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	企業年金等の加入者数 (1,539万人/平成21年度末 1,656万人/平成22年度末)	1167万人	1248万人	1,329万人	1,419万人	1,517万人
達成率		70.5%	75.4%	80.3%	85.7%	91.6%
2	制度の改善に係る企画立案状況	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
【調査名・資料出所、備考等】 生命保険協会・信託協会・JA共済連 「企業年金の受託概況」 国民年金基金連合会「国民年金基金の概要」 厚生労働省調べ(業務報告書)						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	確定給付企業年金の加入者数	384万人	430万人	506万人	570万人	647万人
2	確定拠出年金の加入者数	180万人	227万人	280万人	321万人	352万人
3	厚生年金基金の加入者数	531万人	522万人	478万人	466万人	460万人
4	国民年金基金の加入者数	73万人	69万人	65万人	61万人	58万人
5	確定給付企業年金の規約件数	1430	1940	3099	5008	7405
6	企業型確定拠出年金の規約件数	1866	2313	2710	3043	3301
【調査名・資料出所、備考等】 生命保険協会・信託協会・JA共済連 「企業年金の受託概況」 国民年金基金連合会「国民年金基金の概要」 厚生労働省調べ(業務報告書)						

(指標の分析：有効性の評価)

○指標として設定している企業年金等の加入者数については、毎年徐々に増加傾向にあります。

→ 企業年金の対象者は全体として徐々に、しかし着実に増えており、企業年金に加入することによって、企業又は従業員の自主的な努力により、老後の所得確保が図られている者は増加していると言えることから、「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること」に対し、本施策は有効であると考えられます。

※ 増加要因として、確定給付企業年金及び確定拠出年金の加入者数が、制度創設以来、順調に増加していることが挙げられます。特に、確定給付企業年金については、平成24年3月末に廃止が決定している適格退職年金からの移行や、厚生年金基金の代行返上（国の代わりに給付している厚生年金部分を国に返還し、代行部分のない確定給付企業年金になること）により、近年、その増加幅が増しているものと考えられます。

※ 国民年金基金については、就業構造の変化や厳しい社会経済状況等により、加入者数は減少傾向にあり、今後とも制度の安定的な運営を図るための取組が必要です。

(効率性の評価)

○国費の負担増を伴う方法によるのではなく、企業年金等の制度改善を行うことで、事業主や従業員にとって魅力的な制度を用意し、実施・加入してもらい事業主や従業員の老後の所得確保に向けた自主的な努力を促すことにより、国民の老後の所得保障の充実を図るという目的を果たしており、本施策は効率的であると考えられます。

(今後の方向性)

○今後、現在国会において提出している「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」が成立した場合には、迅速かつ的確に施行準備を進めるとともに、引き続き関係者からの意見を聴取しつつ、更なる制度改善に努めてまいります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額／現状維持／減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

企業年金等に係る特別法人税について課税撤廃を求める等の税制改正要望を検討します。

(3) 機構・定員について

企業年金制度の企画・審査業務の充実・改善を図るため必要な人員の確保について検討します。

(4) 指標の見直しについて

特になし。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「企業年金等の適正な運営を図ること」について

平成22年8月

年金局企業年金国民年金基金課(中村博治課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

施策中目標4 企業年金等の適正な運営を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標1) 企業年金制度等の適正な運営を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	—	—	2,460	2,579 (2,551)	1,506

※平成20年度以降予算上の項の組み替えがあったため、それ以降を記載しています。

平成20年度の決算額については、項「企業年金等普及促進費」で計上したため、それ以降を記載しています。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値) 受給権者に占める未請求者の割合：前年度以下の割合

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	受給権者に占める未請求者の割合 (前年度以下／毎年度)	－	20.8	21.9	19.4	－
達成率		－	－	0%	100%	－
【調査名・資料出所、備考等】						
厚生労働省調べ 企業年金連合会「事業の実施状況に関する報告について」 国民年金基金連合会「国民年金基金・国民年金基金連合会の年金支給について」						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	企業年金連合会における未請求者数	－	124.1万人	147.1万人	143.3万人	－
2	厚生年金基金における未請求者数	－	13.7万人	14.4万人	14.6万人	－
3	国民年金基金連合会における未請求者数	－	2,822人	3,062人	2,354人	－
4	国民年金基金における未請求者数	－	5,318人	4,878人	5,316人	－
【調査名・資料出所、備考等】						
厚生労働省調べ 企業年金連合会「事業の実施状況に関する報告について」 国民年金基金連合会「国民年金基金・国民年金基金連合会の年金支給について」						

(指標の分析：有効性の評価)

○指標として設定している未請求者の割合については、減少しています。

→ 老後の所得確保を図るため、企業年金等に加入した方々について、より確実に年金給付が行われるよう取組を進めてきており、「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図る」という目的に対し、本施策は有効であると考えられます。

(効率性の評価)

○国が費用を負担し、直接的に老後所得保障を行うのではなく、未請求者対策など企業年金等における適正な運営・確実な給付に向けた取組を支援することにより、国民の老後の所得保障の充実を図るという目的を果たしており、本施策は効率的であると考えられます。

(今後の方向性)

○企業年金等において、確実に年金給付が行われるよう、日本年金機構との連携を更に推進していく等、引き続き未請求者の解消に向けた取組を進めていきます。

○未請求者解消のための対策として、企業年金等が住基ネットから住所情報の提供を受けることを可能とする等の制度改善を盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」（国会提出中）が成立した場合には、迅速かつ的確に施行準備を進めます。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「二国間等の国際協力を推進すること」について

平成22年8月

大臣官房国際課（麻田千穂子課長）[主担当]

職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室

（福澤義行室長）[技能実習制度推進事業関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと

施策中目標2 二国間等の国際協力を推進すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1） 開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	463	426	588	551	450
（決算額）（百万円）	（392）	（421）	（584）	（548）	

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者（各国の代表者）へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合 （前年と同程度/毎年度）	-	-	4.1/5点 中	4.4/5点 中	4.2/5点 中
達成率		-	-	-	107%	95%
2	技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 （95%以上/H17～H20） （90%以上/H21）	92%	93%	94%	91%	88%
達成率		97%	98%	99%	96%	98%
【調査名・資料出所、備考等】						
指標1について 資料出所：厚生労働省調べ（参加者からのアンケート5点満点評価の平均値）						
指標2について 資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者（各国の代表者）（人）	24	33	32	29	32
2	技能実習生から、実習修了時に技能実習目標を「十分に達成できた」との評価を受ける割合	-	97%	97%	96%	97%
3	技能実習生受入れ団体・企業に対する巡回指導件数	5,945件	6,318件	8,139件	11,170件	10,954件
【調査名・資料出所、備考等】						
参考統計1について 資料出所：厚生労働省調べ（会合参加者出席リストに基づく）						
参考統計2について						

資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ
 参考統計 3 について
 資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ

(指標の分析：有効性の評価)

指標 1 について

- 「会合が有効だった」とする割合は過去会合に於いて 5 点満点中 4 点以上と前年度と同等
 →本事業は有効だと評価されており、我が国の国際的評価・信用を高めています。

指標 2 について

- 目標値を達成していない
 →金融危機に伴う景気の悪化により、実習実施機関の倒産を理由とする技能実習生の途中帰国が平成 21 年に著しく増加 (3,626 人) したため、目標値を下回る結果となったと考えられる。
- 他方、技能実習生から技能実習目標を「十分に達成できた」と評価される割合が 97%。
- 巡回指導の件数も目標数 (10,500 件/平成 21 年度) を上回っている。
 →巡回指導を通じて受入れ団体・企業を指導することにより、技能実習生の技能実習目標が高い割合で達成されているものと考えられる。
 →開発途上国への技能移転を図ることで、二国間の国際協力等を推進するという本事業の目的に照らし、一定の成果を挙げているものと評価できる。

(効率性の評価)

指標 1 について

- 記述式の参加者アンケートによるとテーマに関連する現場視察に対する評価が高く挙がっており、
 → 保健医療・社会福祉分野における我が国における制度の紹介を行うだけでなく、より具体的に社会保障政策を理解することを促進するための複数の現場視察を効率的に組み込んでいる点が評価されており、効率性の高いプログラムとなっていると言える。
- 一度に ASEAN 諸国 10 カ国が省庁間の縦割りを超えて一堂に会し、参加者が相互に積極的な影響を与えながら、保健と福祉の連携による具体的な施策展開に繋がっている点からも、
 → 効率性の高い事業運営となっていると言える。

指標 2 について

- 巡回指導については、従来は実習実施機関を中心に行ってきた
 →平成 21 年度より、受入れ団体に対する指導を強化 (受入れ団体への巡回指導実施件数：98 件 (平成 19 年度) →1397 件 (平成 21 年)) することで、1 回の指導で、1 団体のみならず、傘下の実習実施機関まで指導の効果が及ぶように方針を転換
 →概ね 2 年間で全ての受入れ団体 (1,807 団体：21 年度把握分) 及び実習実施機関 (23,716 企業：21 年度把握分) を巡回できるよう目標を設定しており、目標件数を上回っていることから、効率良く巡回指導を行っているものと評価できる。

（今後の方向性）

指標1について

- 社会保障と雇用政策を有機的に組み合わせることで、社会保障の効率化を目指すこと（アクティベーション）が日本を始め先進国では広く行われており、我が国が蓄積している社会セーフティネット構築の経験および知見を ASEAN 諸国に移転することが域内各国の持続的成長のために必要です。このため、今後、社会福祉、保健医療政策だけでなく雇用政策を担当するハイレベル行政官を我が国に招聘し、社会保障・雇用政策ハイレベル会合へ組み替える予定です。
- 会合の成果は、従来の ASEAN+3 保健大臣会合、社会福祉開発大臣会合に加え、雇用労働大臣会合に報告され、ASEAN事務局による政策提言の活用に努めます。

指標2について

○外国人研修・技能実習制度について

・技能実習修了認定証の交付を受けた技能実習生の割合が減少しているが、金融危機に伴う景気の悪化による影響と考えられ、今後は改善が見込まれる。

・巡回指導については、一定程度の成果が上がっている。

→次年度においては、効率的な巡回指導の実施などにより業務のあり方を見直すとともに、景気の回復に伴って、受入れ機関の倒産を理由として途中帰国する技能実習生が減少していることから、技能実習の継続支援に係る業務の執行を見直すことによって、予算を削減する。

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額 / 現状維持 / 減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(1) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること」 について

平成22年8月

大臣官房厚生科学課(三浦公嗣課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標X I 国民生活の向上にかかわる科学技術の振興を図ること

施策大目標1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること

施策中目標1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）国立医薬品食品衛生研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること

（施策小目標2）国立保健医療科学院の適正かつ効果的な運営を確保すること

（施策小目標3）国立社会保障・人口問題研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること

（施策小目標4）国立感染症研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万 円)	(予算組換の ため不明)	(予算組換の ため不明)	4,553 (4,520)	4,148 (4,101)	3,927

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）		平均 3.5 点以上／3 年間				
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価（3年に1度実施） ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	—	4.5	—	—	3.9
達成率		—	—	—	—	—
2	国立保健医療科学院における研究課題評価（3年に1度実施） ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	—	—	—	3.4	—
達成率		—	—	—	—	—
3	国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価（3年に1度実施）	—	—	—	点数制を採択していなかったが、全体として肯定的な評価	—
達成率		—	—	—	—	—
4	国立感染症研究所における研究課題評価（3年に1度実施） ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	4.0	4.2	3.8	4.4	3.9
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標は各試験研究機関において行った研究課題評価の結果である。						

(指標の分析：有効性の評価)

研究をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、適切な研究の推進を図るためには、研究開発施策の評価に当たり、外部評価を積極的に活用し、機関運営と研究の実施・推進の両面から、定期的な評価を行うことが有効です。また、評価の公正や透明性を確保するためには、評価の結果について、できるだけ具体的な内容を公表することが有効です。

このため、各国立試験研究機関においては、外部委員からなる評価委員会を設置し、3年に一度機関評価を行うとともに、その結果を厚生科学審議会の資料として公開するとともに、各機関におけるホームページ等により公表しています。

(効率性の評価)

外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができます。また、国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたる研究が多くあることから、これまでは3年程度の間隔を置いて評価を行っていました。ホームページによる公表は、評価結果の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において、効率的と考えられます。

(今後の方向性)

今後も、外部評価を積極的に活用し、機関運営と研究実施・推進の両面から、定期的な評価を進めて行くと共に、事業の必要性、計画の見直し、予算要求等に反映いたします。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持減額）
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 増員（新規事業及び既存事業の見直しに伴う増 関係）

(4) 指標の見直しについて

指標については、現時点では特に見直す予定はありません。